

はだの 2030 プラン 秦野市新総合計画（仮称）素案

基本構想

（令和 3(2021)年度～令和 12(2030)年度）

基本計画

（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）

令和 2(2020)年 8 月
政策部総合政策課

目 次

■ 序 論

1 策定に当たって	3
2 総合計画の役割と基本的な考え方	3
3 計画の期間と構成	4
4 社会潮流と基本的な策定の視点	5

■ 第1部 基本構想

第1 基本構想の位置付け及び役割	8
第2 まちづくりの基本理念と都市像	8
第3 都市像実現のための基本目標	10
第4 基本構想の目標年次	11
第5 人口規模（人口の想定）	11
第6 土地利用の基本方針	11
第7 公共施設の保全・再配置に関する方針	11
第8 行財政運営の方針	11

■ 第2部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）

1 人口の推移と見通し	12
2 土地利用	13
3 財政の状況	14
4 公共施設の保全・再配置	17

■ 第3部 基本計画

第1 リーディングプロジェクト（先頭に立って導く事業）	19
第2 施策大綱別(分野別)計画の体系	20
第3 施策大綱別計画の概要	22
第1編 誰もが健康で共に支えあうまちづくり	23
【健康・福祉・子育て】	
第1章 健康で暮らせる環境づくりの推進	23
第2章 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現	27
第3章 若い世代の結婚と出産・子育ての希望をかなえる社会環境づくりの推進	31
第2編 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり	35
【教育・文化・スポーツ】	
第1章 子どもたちの生きる力を育む教育環境づくりの推進	35

第2章 生涯にわたり学び楽しむ環境づくりの推進	39
第3章 豊かな市民文化と平和意識を育む環境づくりの推進	41
第4章 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりの推進	44
第3編 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり	46
【環境・農林業・安全・安心・上下水道】	
第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保	46
第2章 地域特性を生かした都市農業の振興	51
第3章 持続可能な森林整備と里山林の保全	53
第4章 市民の生命と暮らしを守る安全・安心な生活環境づくりの推進	55
第5章 安全・安心な上下水道の持続	60
第4編 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり	64
【にぎわい・活力】	
第1章 暮らしやすく活力ある都市機能の維持・充実	64
第2章 多くの人々が訪れたくなる観光の振興	67
第3章 地域に根ざした活力ある工業の振興	69
第4章 魅力とにぎわいのある商業の振興	71
第5章 良好な住環境の創出	73
第5編 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり	76
【市民と行政のパートナーシップ】	
第1章 協働による地域運営の推進	76
第2章 市民に信頼される持続可能な行財政運営の推進	79
第4 地域まちづくり計画	
1 計画の位置付け・役割	84
2 計画の意義等	84
3 地域区分と主な内容	84
4 地区別地域まちづくり計画	
(1) 本町地区	86
(2) 南地区	88
(3) 東地区	90
(4) 北地区	92
(5) 大根地区	94
(6) 鶴巻地区	96
(7) 西地区	98
(8) 上地区	100

■ 序 論

1 策定に当たって

本市を取り巻く社会環境は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来やさらなる情報化の推進、地震、風水害などの大規模自然災害への備えなど、複雑かつ専門化・多様化し、こうした課題への対応や先行き不透明な経済情勢により、行財政運営は厳しい状況下にあります。加えて、新型コロナウイルス感染症は、市民の生活様式や地域経済に大きな影響を与えています。

一方で、令和3年度には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、新東名高速道路の新たな二つのインターチェンジの供用開始を控えており、本市が飛躍する絶好の機会を迎えようとしています。

こうした背景を踏まえ、豊かな自然と積み重ねられた歴史・文化という強みを大切に守り、生かし、引き継ぎながら、市民との協働・連携により「市民一人ひとりが自分らしく輝き未来を描くことができる計画」とします。

2 総合計画の役割と基本的な考え方

(1) 役割

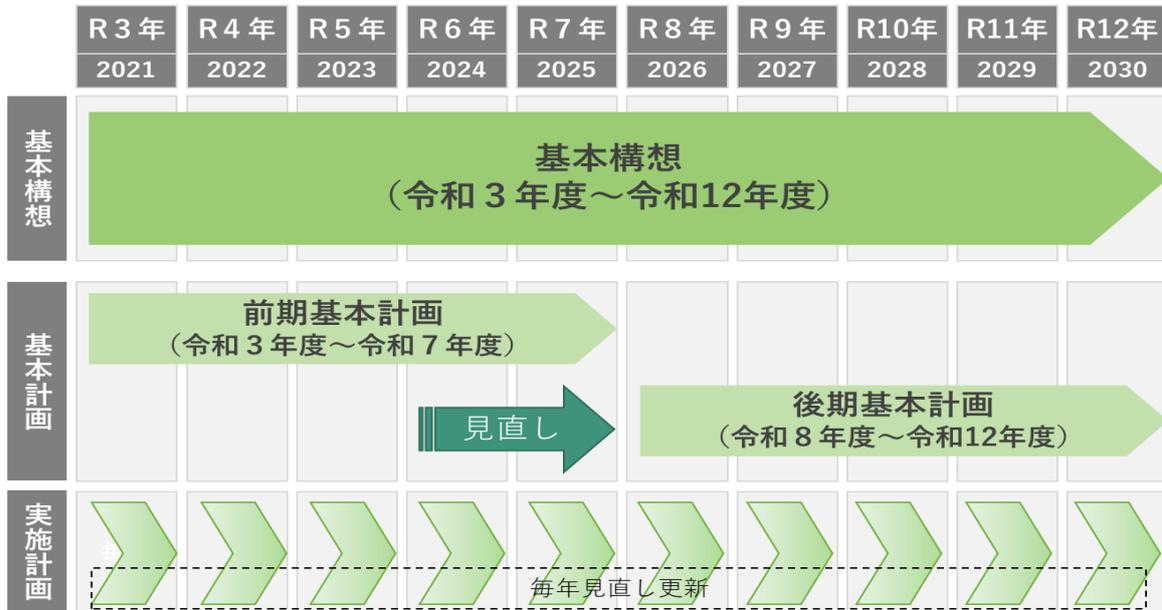
総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、これを実現するための基本政策や諸施策の基本方向を示すもので、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となる計画です。

(2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

- ア SDGsの理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指した計画
- イ 多様な主体との協働・連携を踏まえた計画
- ウ 本市の資源と市内8地区の特性を生かした計画
- エ 事業の創造・縮充の視点を取り入れた計画
- オ 財政推計と連動した計画
- カ 現行計画の評価を反映させた計画
- キ 実効性を確保した計画

3 計画の期間と構成

新総合計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と5年間の具体的施策や事業内容を示した「基本計画（リーディングプロジェクト・施策大綱別計画・地域まちづくり計画）」、単年度ごとの「実施計画」の三層構造で構成します。



(1) 基本構想

まちづくりに対する普遍的な基本理念のもと、本市が目指す望ましい都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定めるものです。

【目標年次 令和12年度（2030年度）】

(2) 基本計画

ア 施策大綱別（分野別）計画

基本構想に基づき、施策の大綱を具体的に推進するための基本的施策を総合的・体系的に示し、行政施策展開の指針とするものです。

計画期間 前期：令和3年度～7年度、後期：令和8年度～12年度

イ 地域まちづくり計画

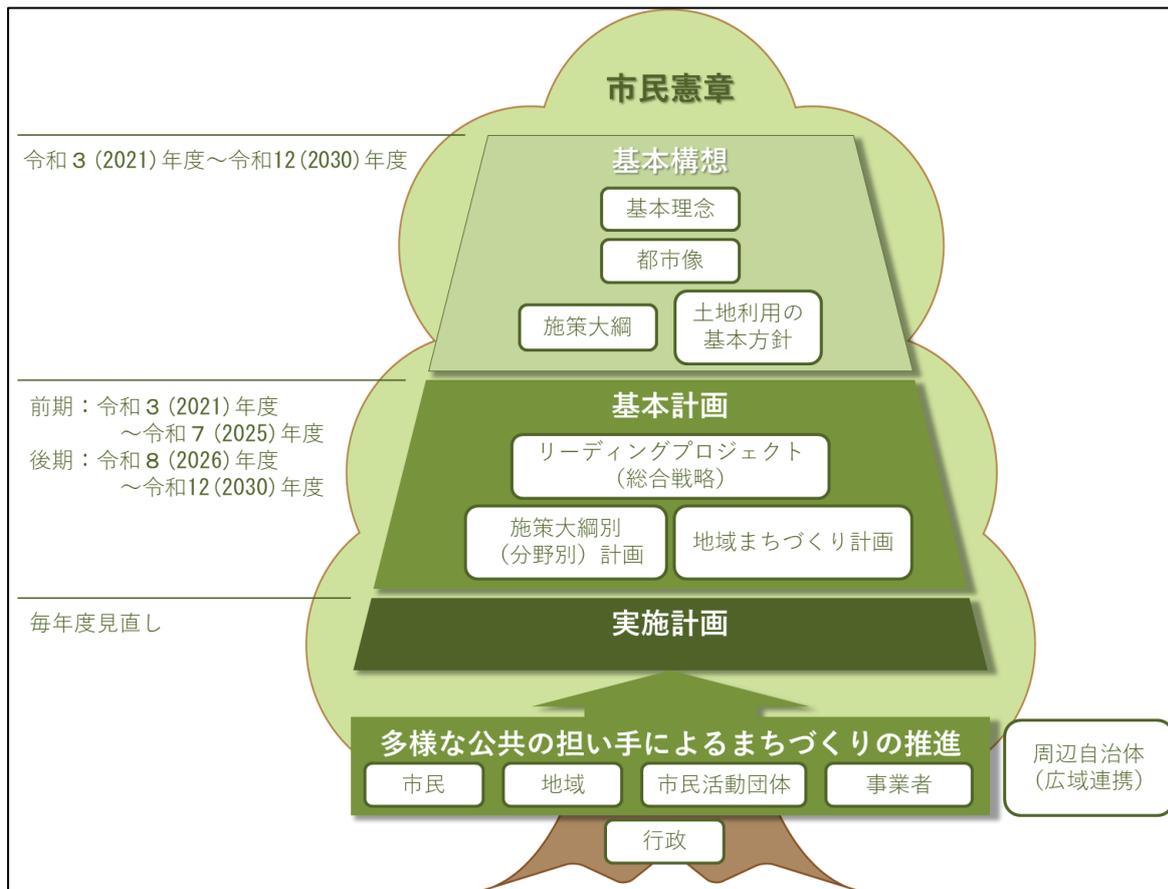
地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針とするものです。

計画期間 前期：令和3年度～7年度、後期：令和8年度～12年度

(3) 実施計画

基本計画に定める基本施策を計画的に推進するため、都市づくりの骨格となるハード事業やリーディングプロジェクトに掲げる主要事項等について定めます。

(4) 計画の構成



4 社会潮流と基本的な策定の視点

(1) 急速に進む人口減少、少子・超高齢社会への対応

わが国では、令和という新たな時代を迎え、出生数の急減や間もなく団塊世代が後期高齢者となる75歳を迎えるなど、人口減少、少子・超高齢社会がさらに進んでいくことを踏まえ、全ての世代が安心して暮らすことのできる全世代型社会保障制度の仕組みづくりを進めています。

人生100年時代が現実となりつつある中、年齢や性別によらず、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

また、外国籍市民との異文化交流や相互理解を進め、地域における多文化共生を推進していくことも求められています。

本市においても、国が掲げる、「将来にわたる活力ある地域社会」の実現に向け、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりなどの総合的な施策の展開を図り、的確に時代の変化に対応していく必要があります。

(2) 暮らしの安全・安心への対応

東日本大震災以来、近年では熊本地震や北海道胆振東部地震などの大地震に加え、西日本豪雨や令和元年の台風19号などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生により、大規模な自然災害への対応が求められています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する特殊詐欺などによる被害を防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進なども求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行する中、わが国においても緊急事態宣言が発出されるなど、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっていることから、安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっています。

本市においても、市民の幸せな暮らしの実現に向け、安全・安心を基本としたまちづくりへの取組みを強化する必要があります。

(3) 地球規模の環境問題への対応と循環型社会の構築

経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。

国では、各地域がそれぞれの特性に応じて資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と農村漁村が相互補完しながら経済活動を行う地域環境共生圏の構築を推進しています。

本市においても、水やみどりをはじめとする豊かな自然との共生を図りながら、今後もより一層、持続可能な循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働によって環境負荷を最小限にする取組みを推進する必要があります。

(4) 地域づくりの担い手不足への対応

全国的に急速な人口減少が進む中、地方圏では著しい人口の低密度化が予想されており、地域社会の維持・強化を図るためには、地域の担い手の育成・確保が大きな課題の一つとなっています。

一方、本市においては、小田急4駅ごとに「温泉」、「大学」、「市の玄関口」、「表丹沢」などの魅力的な特性があることに加え、令和5年度には新東名高速道路の全線開通が予定され、アクセスが飛躍的に向上することにより、新たな企業立地による産業振興、魅力ある地域資源を生かした観光振興など、多くの人の流れを呼び込むことが期待されています。

このような本市発展の絶好の機会や、恵まれた自然環境、首都圏からの交通利便性などの強みを最大限に活用しながら、地域社会の新たな担い手としての関係人口を創

出・拡大させ、定住人口の増加にもつなげていく必要があります。

(5) 情報通信技術の積極的な活用による持続可能な行財政運営の推進

人口減少による地域経済の縮小に伴い、税収減が懸念されることに加え、高齢化の進行により社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体の行財政運営は厳しさを増していきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与え、その先行きも不透明な状況となっています。

さらに、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かって行く中、国では新たな未来社会である Society 5.0^(※1)の実現を目指しており、その取組みの一つとして、AI^(※2)、IoT^(※3)、RPA^(※4)などのICTを活用したスマート自治体への転換が求められています。

本市においても、こうした新たな技術の活用を見据えて、市民サービスの向上をはじめ、職員の働き方改革や施策立案への活用など、効率的で持続可能な行財政運営を図っていく必要があります。

※1 Society5.0…狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会、(Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を指すもので、IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識と情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す社会

※2 AI…人工知能

※3 IoT…モノがインターネット経由で通信すること

※4 RPA…ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術

■ 第1部 基本構想

第1 基本構想の位置付け及び役割

まちづくりに対する普遍的な基本理念のもと、本市が目指す都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定め、総合的かつ計画的な行政運営の指針とするものです。

また、総合的かつ計画的な市政運営を進めるに当たって、市民と行政が協働・連携していくための共通の指針となるものです。

第2 まちづくりの基本理念と都市像

1 まちづくりの基本理念

市民と行政が力を合わせてまちづくりを推進するため、本市の限りない発展に願いをこめ制定された市民憲章を普遍的な基本理念とします。

○秦野市民憲章

（昭和44年10月1日告示第49号）

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

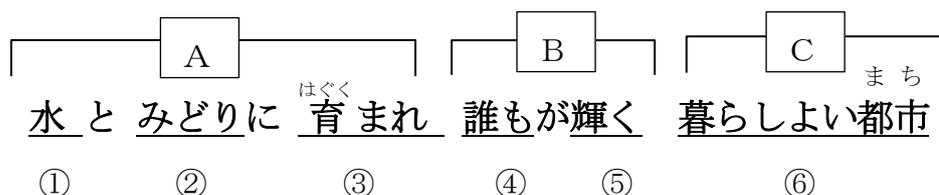
- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。

2 都市像

現在の都市像「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」は、昭和52年に定められ、40年以上が経過しています。現都市像を定めた当時や、現総合計画基本構想が議決された平成22年当時と比較すると、社会経済情勢をはじめ、市民の生活様式や価値観も大きく変化しています。また、令和という新たな時代に入り、本格的な人口減少、少子・超高齢社会が到来したまちづくりの転換期を迎えた中、初めて策定する計画となります。

そうした転換期において、まちづくりの主体である市民「人」に焦点を当て、「豊かな自然環境のもと、まちの活力を維持し、市民が共に支え合いながら、健康で安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを進めていくに当たり、10年後の秦野市がどのような都市であってほしいか」、市民全体で共有できる都市像を定める必要があります。そのため、市民憲章の理念のもと、市民意識や社会経済情勢の変化を踏まえ、現在の都市像をベースとしながらも、より時代に合った都市像へとステップアップさせることができるよう検討を進めています。

都市像案



《コンセプト》

人口増加を前提とした「都市化」と「環境との調和」に主眼を置いた現都市像に、人口減少時代を生きる「市民一人ひとり」に焦点を当て、誰もが活躍し、まちの活力が維持できる要素を加えることにより、持続可能な都市（まち）を目指します。

【都市像案の解説】

A 《市民が豊かな自然「水とみどり」と共生し、その恵みを楽しむことにより暮らしが豊かになっています。》

① 水（本市のシンボルであり、守り、育て、生かしていく大切な財産）

市民共有の財産である名水（地下水）は、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神に基づく創意工夫により、渇水や汚染などの重大な困難を乗り越え、その誉れが維持されてきたため、今後も守り育てながら活用していく姿勢を表現したものです。

② みどり（本市のシンボルであり、守り、育て、生かしていく大切な財産）

美しい丹沢や里地里山のほか、樹林地、草地、市街地の緑地、水辺地等の自然が豊かで、動植物が生息し、自然と人が共生する空間等の総合的な環境を維持・保全していく願いと姿勢を表現したものです。

③ ^{はぐく}育まれ

人が命と経済の源である自然（水やみどり）と共生し、守り育てながら、本市に暮らす人や関わる人々が豊かな自然の恵みを楽しむことにより、人々の暮らしが豊かになっている状態を指しています。

B 《あらゆる市民が主人公となり、まちの活力が維持されています。》

④ 誰もが

子どもから高齢者までの全ての世代や、女性、障害者、外国人などの様々な立場の市民のほか、商工業や農林業などの経済活動に携わる事業者など、全ての人々を指しています。

⑤ 輝く

年齢、性別に関係なく、意欲ある限り生涯現役で働き続けることや、誰もが居場所と役割を持ち、生き生きと活躍し続けられる状態であるとともに、元気な経済活動によって、地域経済が活性化している状態を指しています。

C 《市民が物心両面において生活しやすいまちになっています。》

⑥ 暮らしよい都市（まち）

現都市像においても、単に住みよだけでなく、自然的、社会的あるいは経済的に暮らしやすいなど、様々な意味が込められています。

近年では、地震、風水害などの大規模自然災害への備えや、新型コロナウイルス対策など、安全・安心を根本に据えたまちづくりに加え、少子化の進行に伴う子どもを産み育てやすい環境づくりや、超高齢化に伴う地域医療の充実・強化、高齢者が暮らしやすいまちづくりなど、「暮らし」に求められる施策は広範なものとなっており、こうした課題への対応も含んでいるものです。

第3 都市像実現のための基本目標

都市像の実現に向けて、基本目標については、人間尊重の考えのもと、まず、まちづくりの主体となる市民「人」に焦点を当て、「人が共に支えあえる」、「人を育む」施策を据えています。次に、市民生活に視点を移し、環境共生のもと、安全・安心に暮らすための施策、そして、まちの活力維持やにぎわい創造に資する施策を据え、これらの施策を市民と行政のパートナーシップにより推進していくという構成で検討しています。

具体的には、次の5つの基本目標を柱に具体的な施策の展開を図ります。

- 1 (仮) 誰もが健康で共に支えあうまちづくり【健康・福祉・子育て】
- 2 (仮) 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】
- 3 (仮) 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり【環境・農林業・安全・安心・上下水道】
- 4 (仮) 住みたく訪れたくにぎわい・活力あるまちづくり【にぎわい・活力】
- 5 (仮) 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり【市民と行政のパートナーシップ】

第4 基本構想の目標年次

基本構想の期間は、令和12年度（2030年度）を目標年次とします。

第5 人口規模（人口の想定）

令和12年（2030年）における人口規模を想定し、定めます。

第6 土地利用の基本方針

土地の有限性と公共の福祉への配慮を基本に、恵まれた自然環境を生かし、良好な生活環境の確保、産業活動の利便性の向上及び市域の持続可能な発展のため、今年度改定する都市マスタープランを踏まえ、長期的視野に立った計画的かつ合理的な土地利用を目指した方針を定めます。

第7 公共施設の保全・再配置に関する方針

持続可能な行政サービスを実現するため、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を推進するための方針を定めます。

第8 行財政運営の方針

多様な主体と協働・連携しながら、戦略的な事業の創造・縮充の視点とEBPM[※]
1) の考え方を踏まえ、効率的な行財政運営を目指した方針を定めます。

※1 EBPM…Evidence-based Policy Makingの略で合理的根拠に基づく政策立案

■ 第2部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）

1 人口の推移と見通し

(1) 人口の現況と推移

本市の人口は、昭和30年の市制施行当時約5万人、昭和50年には約10万人、昭和63年には約15万人と、増加し続けてきました。

平成21年1月には17万人を超え、平成22年9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、平成27年10月1日では167,378人（国勢調査結果）、令和2年1月1日現在、164,961人となっています。

(2) 少子高齢化の進行

年少人口（0歳から14歳）は、平成17年には13.1%でしたが、年々減少し、令和2年には、11.0%になっています。一方、老年人口（65歳以上）は15.8%が29.8%に、15年間で約2倍の増加となり、急速に少子高齢化が進んでいます。

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	168,317人	170,145人	167,378人	164,961人
年少人口(0~14歳)の割合	13.1%	12.6%	11.9%	11.0%
生産年齢人口(15~64歳)の割合	71.1%	67.0%	61.1%	58.6%
老年人口(65歳以上)の割合	15.8%	20.4%	26.1%	29.6%
【参考】後期高齢者(75歳以上)の割合	6.5%	8.3%	10.7%	14.0%

(注)10月1日の人口、ただし、令和2年は1月1日の人口（割合は年齢不詳分を除いたもの）

(3) 人口の見通し

本市の人口は、少子高齢化により死亡者が出生者数を上回る状況（自然減）に転じており、平成22年をピークに減少し、今後もこの傾向は続くものと予測しています。

今後、様々な施策を展開することによる、希望出生率や社会減抑制を考慮しても、自然減の影響により人口減少は避けられないものと考えます。

今後の検討事項

「人口ビジョン」との整合

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版総合戦略を推進するための基礎資料として、平成28年度に策定した「秦野市人口ビジョン」について、県の人口ビジョンの見直し内容や人口の現状分析を踏まえながら、見直しを行っていきます。

2 土地利用

(1) 現況

本市の面積は10,376ha（103.76km²）で、その全体が都市計画区域に指定されており、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のもと、恵まれた自然環境を生かし、安全・安心で快適な生活環境の確保と市域の均衡のとれた発展を図っています。

市街化区域の面積は2,438haで、市域の約23%となっています。これを用途地域別で見ると、住居系の地域が1,887haで約77%を占め、商業系の地域が約4%、工業系が約19%となっています。

市街化調整区域の面積は7,938haで、その約43%に当たる3,439haが農業振興地域になっており、農業振興地域のうち約20%が農用地指定されています。

また、農地の外周部は主に森林地域で、そのほとんどが丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園となっています。

都市計画区域の指定状況

単位：ha

区分	市域面積 (都市計画区域)	市街化区域				市街化調整区域		
		住宅系	商業系	工業系	計	農業振興地域	指定区域外	計
面積	10,376	1,887	83	468	2,438	3,439	4,499	7,938
構成比	100%	(77.4%)	(3.4%)	(19.2%)	23.5%	(43.3%)	(56.7%)	76.5%

(注) 令和2年7月1日現在

(2) 基本的な方向

- ア 都市的土地利用に関する方向
- イ 自然的土地利用に関する方向

今後の検討事項

新東名高速道路等の開通やコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造への転換などを見据え、産業の利便性の向上と市域の持続可能な発展を図るため、今年度改定する都市マスタープランを踏まえ、都市的土地利用及び自然的土地利用に関する方向を定めます。

3 財政の状況

(1) 現況

本市の財政は、歳出面では、行政ニーズが複雑・多様化する中で、超高齢社会の到来により社会保障費の増加傾向が続いているほか、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症などの不測の事態に対し、予定外の支出が増加しています。

歳入面では、生産年齢人口の減少や景気回復の先行きが不透明である中で、主たる歳入である市税収入は伸び悩んでおり、厳しい状況に置かれています。

そのため、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の借入れや中長期を見据えた財政調整基金^(※1)の取崩し、また、遊休状態である低・未利用地の売払いなどにより財源を確保してきました。

このような厳しい財政状況においても、未来へつなぐ5つの重点事業として、「地域医療の充実・強化」、「中学校給食の完全実施」、「教育水準の改善・向上」、「小田急4駅周辺のにぎわい創造」、「新東名・246バイパスの最大活用」を掲げ、「HADAN O2020プランー後期基本計画ー」の基本目標と合わせて、本市の発展につながる施策を着実に実施してきました。

ア 一般会計の歳入

単位：億円

区 分	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
一般会計の歳入総額	421.9	418.1	464.0	494.3	500.7
うち市税	233.3	255.8	233.8	231.7	230.8

(注)各年度決算額

イ 一般会計の歳出（性質別経費の状況）

単位：億円

区 分	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
義務的経費	205.4	221.5	248.7	263.8	266.9
人件費(職員給与、議員報酬等) ^(※2)	102.4	97.7	90.2	92.8	89.6
扶助費(生活保護や医療費助成等) ^(※3)	61.7	79.8	115.9	138.3	145.1
公債費(市債等を返済する経費) ^(※4)	41.3	44.0	42.6	32.7	32.2
投資的経費 (普通建設事業費、災害復旧費等)	69.1	39.7	43.1	40.1	38.8
繰出金	46.4	47.4	61.0	52.0	55.6
その他	90.0	94.5	84.0	119.0	123.8
合 計	410.9	403.1	436.8	474.9	485.1

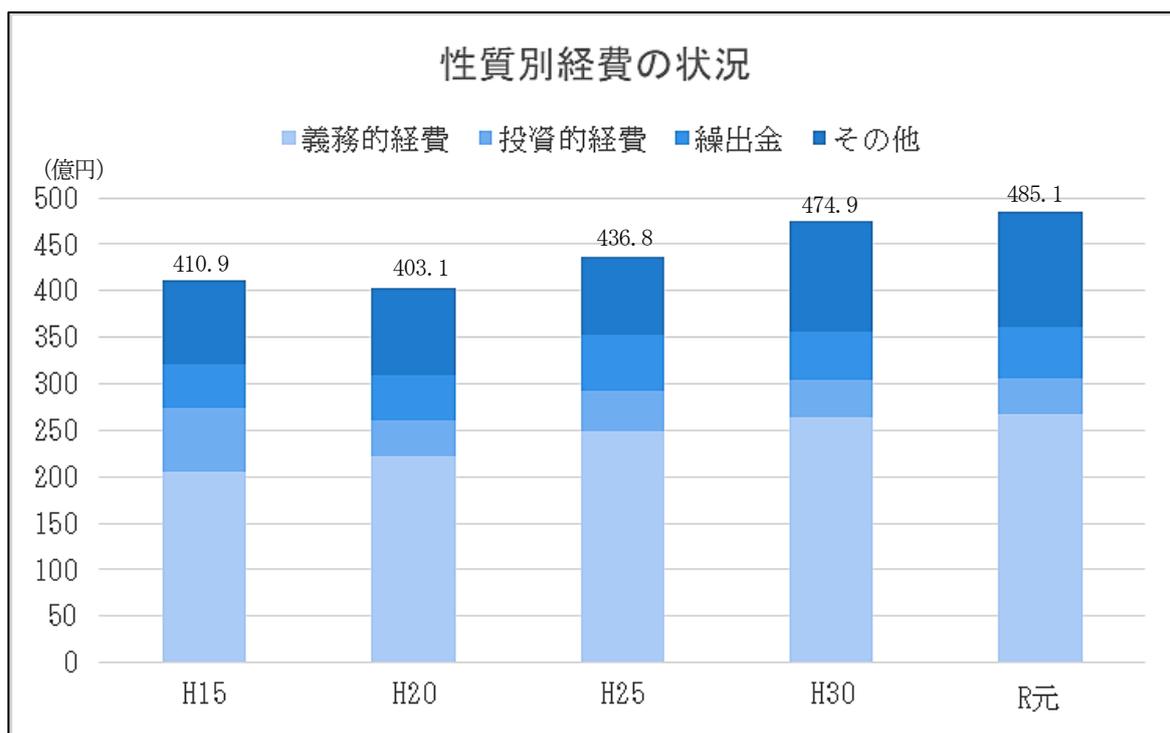
(注)各年度決算額

※1 財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整し、不測の財政需要に備え積み立てる、いわゆる「市の貯金」

※2 人件費…報酬、給料、職員手当など一定の勤務に対する対価、報酬として支払われる経費

※3 扶助費…社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対する支援に係る経費

※4 公債費…市が借り入れた市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費等



ウ 経常収支比率の状況

単位：％

区分	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
経常収支比率 ^(※5)	83.3	91.1	95.7	95.0	95.3

エ 市債の状況

単位：億円

区分	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
一般会計の市債現在高	406.1	373.2	330.2	339.9	346.6
うち赤字市債 ^(※6) (臨時財政対策債等)	116.6	171.7	204.6	226.9	229.4
うち建設事業債	289.5	201.5	125.6	113.0	117.2

(注)各年度末現在

オ 財政調整基金の状況

単位：億円

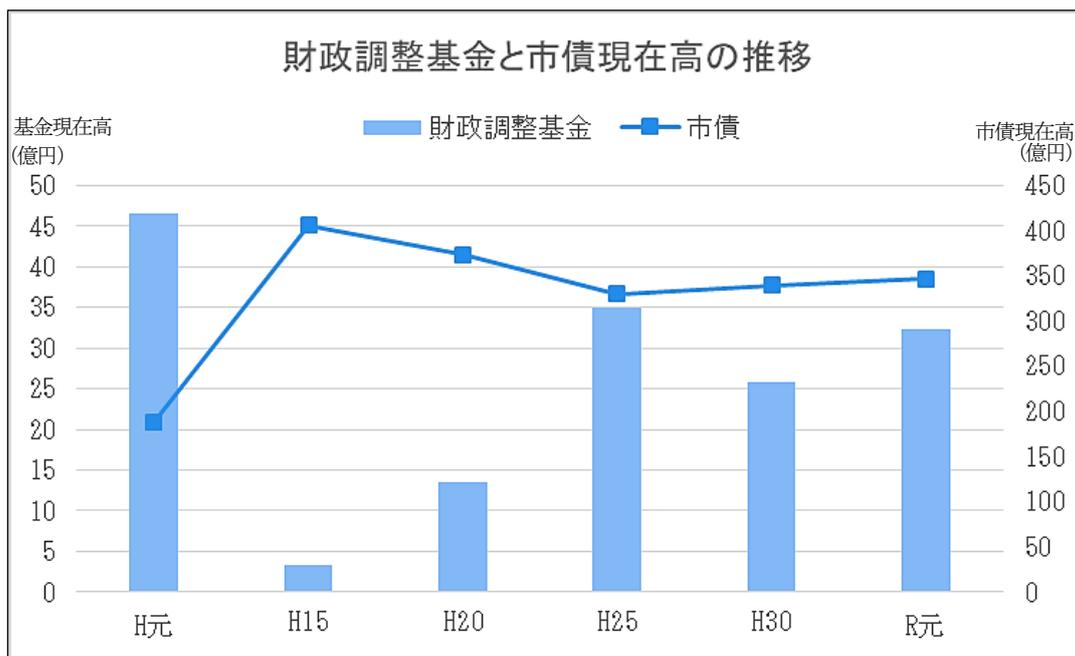
区分	平成元年 (ピーク)	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
財政調整基金 現在高	46.6	3.4	13.6	34.9	25.8	32.4

(注)各年度末現在

※5 経常収支比率…市税等の毎年度経常的に収入される財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費にどの程度充当されたかを示す比率。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示します。

具体的には、「(経常経費に充当する一般財源の額) / (経常的に収入される一般財源総額) × 100 (%)」で算出しますが、「経常的に収入される一般財源総額」には、臨時財政対策債などを含めていません。

※6 赤字市債…歳入不足を補うために発行する市債。国の交付税財源の不足を補うために、普通交付税の振替として借り入れる臨時財政対策債や国の減税措置等に伴う減収を補填するために借り入れる減税補填債など



(2) 今後の対応

人口減少、少子高齢化が加速することによる経済の縮小や地域の活力低下などが懸念される中、持続可能な財政運営を行うためには、財源の確保に最大限努力するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応するために提唱されている「新しい生活様式」を見据えた行政サービスへと転換していくことが求められています。

また、増加し続ける社会保障費に対する財源確保に当たり、国に対して、地方一般財源等の充実強化について、引き続き、強く働きかけるとともに、市としても歳入、歳出の両面にわたって、聖域を設けることなく、戦略的な事業の創造や縮充により、全体的な見直しを進めていかなければなりません。

特に、新東名高速道路の開通を契機とした、土地需要の拡大に伴う低・未利用地の有効活用、企業誘致・進出に伴う雇用や定住化の促進等により、一層の自主財源を確保するとともに、実質収支と財政調整基金現在高の状況を見ながら、将来世代に過度な負担を残さないように留意したうえで市債を活用する必要があります。

また、行政内部においても、ICTなどを活用した事務の効率化、AIなどのいわゆる破壊的技術^(※7)を活用した窓口業務の改革、徹底した事務事業の見直しなどの行財政改革の取組みを継続的に行うことが不可欠となっています。

ア 令和3年度～12年度の財政推計「一般会計における一般財源規模」

イ 令和3年度～12年度の財政推計「一般会計の市債現在高見込み」

今後の検討事項

財源の裏付けがある、実効性のある計画とするため、令和3年度から12年度までの財政推計を行います。

※7 破壊的技術…新たな価値基準の下で優れた特長を有し、従来技術を代替する新技術

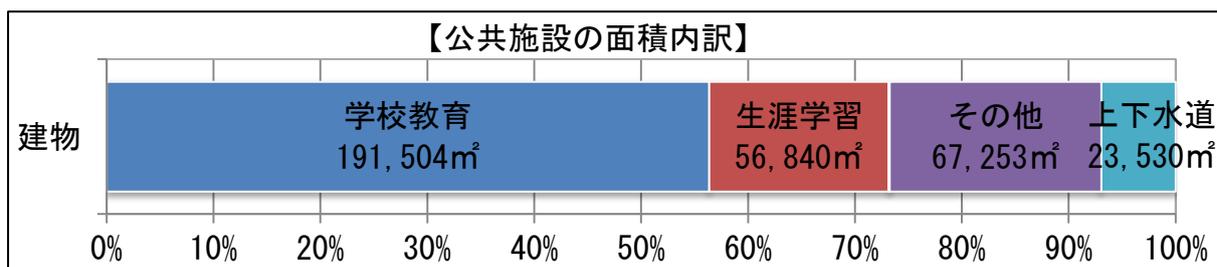
4 公共施設の保全・再配置

(1) 現況

本市の公共施設には、道路や上下水道などの市民生活には欠かせない基盤施設や幼稚園・小中学校などの教育施設、文化会館や図書館、公園のように広く市民の方が利用する施設など、様々な施設があります。

ア 施設の数と面積

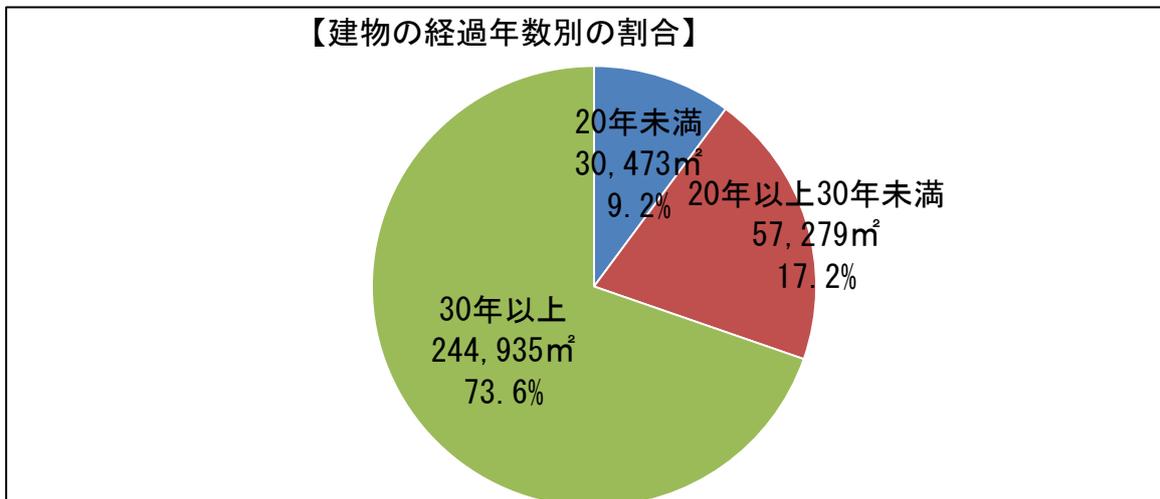
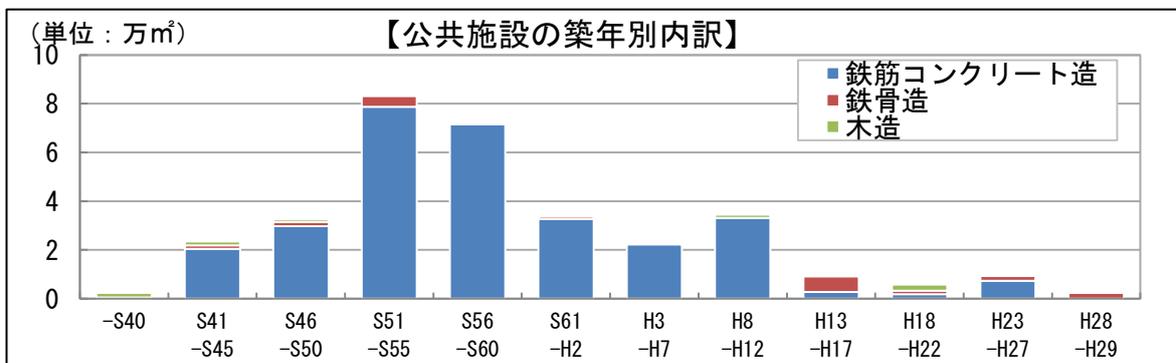
道路や上下水道等の基盤施設を除く公共施設の数はおよそ 500 施設、建物面積は約 34 万平方メートル（東京ドーム 7.3 個分）となっています。



イ 建物の築年数

本市では、人口が大きく増加した昭和 50 年代に小中学校をはじめ、多くの公共施設を建設してきました。

建築時期が集中しているため一斉に老朽化が進み、築 30 年を経過している施設が 7 割を超えています。



(2) 今後の対応

本市では、一斉に老朽化する公共施設の更新問題に対応するため、平成23年3月に「公共施設再配置計画」を策定して取組みを進めてきました。

また、厳しい財政状況が続く中、老朽化が進んでいる公共施設の改修費用も増加していくと見込まれているため、「(仮称)公共施設保全計画」が示す改修費用を含め、長期的視点で公共施設に係る費用を把握したうえで、「公共施設再配置計画」において新たな削減目標等を定めていきます。

今後も、将来にわたって真に必要性の高い公共施設サービスを持続していくため、公共施設の再配置を推進していきます。

■ 第3部 基本計画

第1 リーディングプロジェクト（先頭に立って導く事業）

総合計画全体を推進するに当たり、特に重点的かつ先導的に取り組み、相乗的な効果を発揮させるものを「リーディングプロジェクト」として位置付け、地方版総合戦略の基本目標とします。

現在、本市において、持続可能なまちづくりへの転換を進めるため、優先的に取り組んでいる「未来へつなぐ5つの重点事業」は、今後10年先を見据えた新総合計画においても、引き続き推進すべき施策であると同時に、総合戦略で目標とする人口減少や地域経済の縮小などを克服するための有効な施策であると言えます。

今後の検討事項

リーディングプロジェクトの検討に当たっては、「未来へつなぐ5つの重点事業」

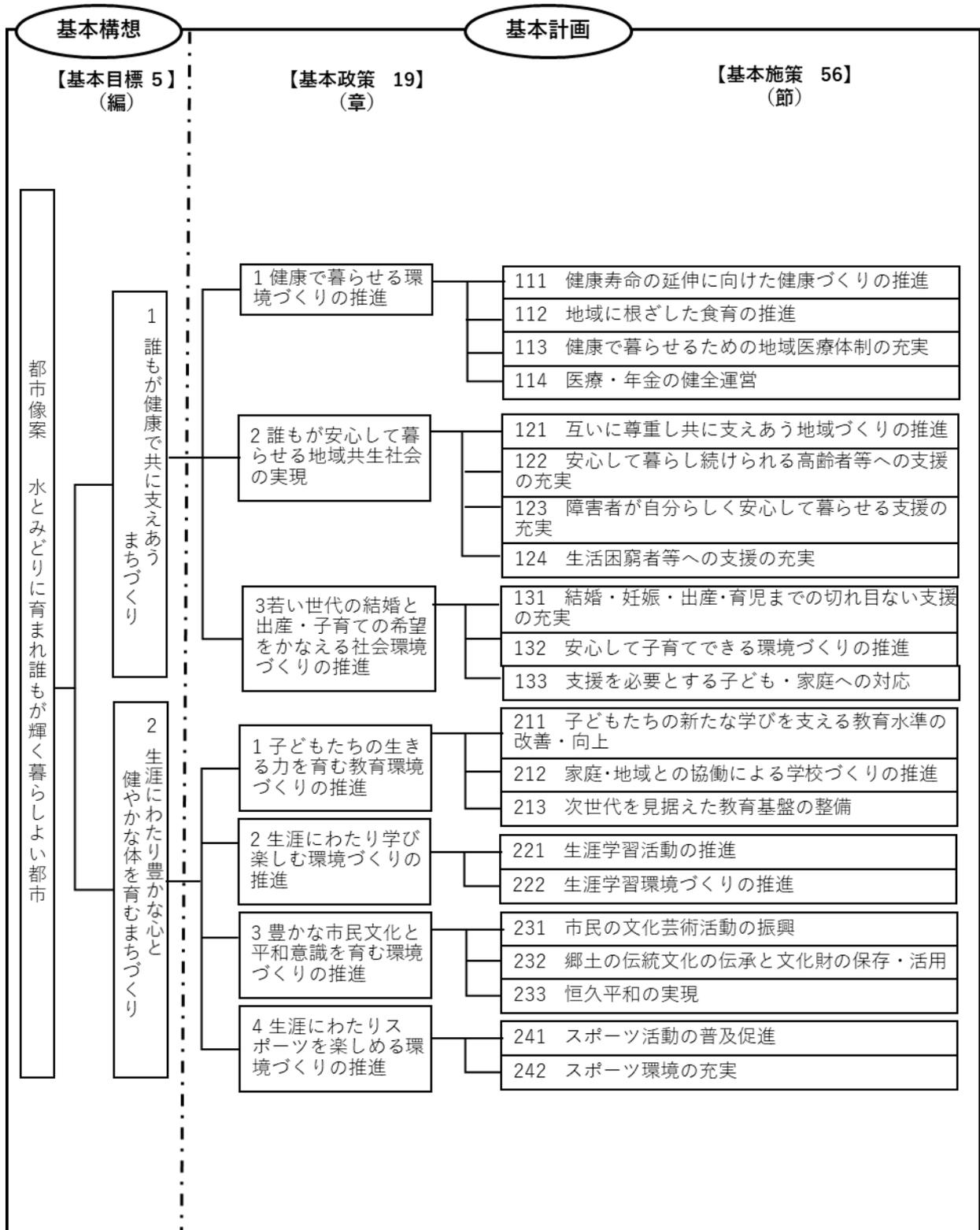
- (1) 地域医療の充実・強化
- (2) 中学校給食の完全実施
- (3) 教育水準の改善・向上
- (4) 小田急4駅周辺のにぎわい創造
- (5) 新東名・246バイパスの最大活用

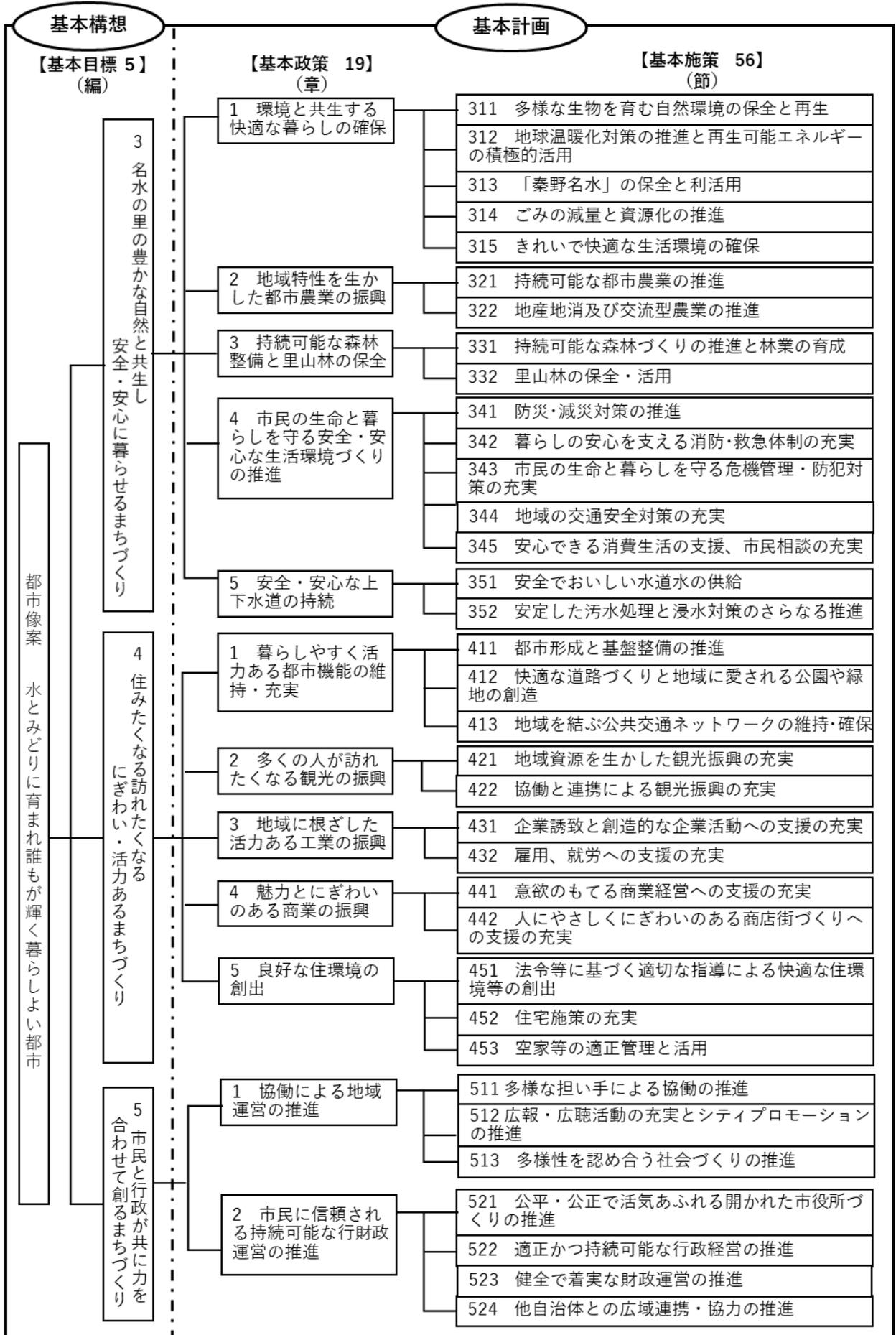
の5項目をベースに、さらにステップアップした構成となるよう検討します。

第2 施策大綱別(分野別)計画の体系

本市の限りない発展を願い、昭和44年に定めた市民憲章の理念のもとで、新たな都市像を定め、これを実現するため、5つの基本目標、19の基本政策、56の基本施策を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

■ 新総合計画体系図





第3 施策大綱別計画の概要

《施策大綱別計画の見方》

○都市像実現のため、5つの基本目標（1編～第5編）と基本政策（章）に沿って基本施策（節）を設定し、「現状やこれまでの取り組み」、「今後の課題や取り組みの方向」、「目指すまちの姿」「目標設定」、「主な取り組み」により構成しています。

○表示の例と記載内容

123 ○○○○○（1編2章3節の基本施策（節）の名称です。）

1 現状と課題

- 基本施策（節）における本市の現状やこれまでの取り組みを記述しています。
- 現状の取り組みの評価を踏まえて、今後の課題や取り組みの方向について記述しています。

2 目指すまちの姿

- 令和7年度までに実現を目指すまちの姿や市民の状態を示しています。

3 目標設定 ※検討中

- 原則として、目指すまちの姿を具体化するため、施策の達成を図る指標名を記述しています。今後、指標について、数値で目標を設定します。

4 主な取り組み ※検討中

- 目指す姿を実現するために、令和3年度から7年度までに取り組むべき主要な施策・事業の検討中の例を掲載しています。

今後の検討事項

今後、計画策定を進めていく中で、平成27年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の世界共通の17のゴールと総合計画との関わりを市民に分かりやすく示すため、各施策と17のゴールとの結びつきを整理していきます。



【第1編】 誰もが健康で共に支えあうまちづくり【健康・福祉・子育て】

第1章 健康で暮らせる環境づくりの推進【健康】

《基本施策 111》 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 糖尿病や高血圧症などの生活習慣病を予防するため、身体活動や運動、食事などの健康教育等を行っています。
- (2) 県から未病センターとして認証された市内3か所のトレーニングルームにおいて、県や未病関連企業等の協力による健康セミナーの開催や、保健師・管理栄養士による健康相談会を行っています。
- (3) 東海大学との協働により、地域を巡回し、健康測定とその結果に基づき、健康相談を行っています。
- (4) 疾病の早期発見・早期治療を目的に、市民健康診査やがん検診の実施と、定期的な受診を促進するために普及啓発活動を行っています。
- (5) 医師会等の関係機関と連携し、特定健康診査及び特定保健指導の充実を図っています。また、市民の健康意識を高め、医療費の削減に努めています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 生活習慣病とその重症化を予防するため、健康診査等の結果に基づき、市民一人ひとりに合わせた身体活動や運動、食事などの生活習慣を改善するための支援を実施します。また、健康づくりのため、産学民官連携による未病改善の拠点を拡充するなどの環境づくりに努めます。
- (2) 健康診査やがん検診の受診率の低い世代への啓発や、受診しやすい体制を整備し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
- (3) 新型コロナウイルスを含めた感染症に対する正しい知識等、市民への適切な情報提供と感染症予防のための取り組みを推進します。

2 目指すまちの姿

市民一人ひとりが、自分自身や家族の健康に対する意識を高め、身近な場所や地域資源を活用しながら、健康的な生活習慣を実施しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	未病センター利用者数
2	特定健診・特定保健指導の受診率及び利用率

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	生活習慣病の重症化予防
2	地域に根差した健康づくりの推進
3	疾病の早期発見及び予防の推進
4	感染症の予防と適切な情報提供
5	特定健診・特定保健指導の受診率及び利用率の向上

《基本施策 112》 地域に根ざした食育の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 子どもや若い世代を中心とした朝食の欠食や孤食、栄養摂取の偏りなどの懸念が高まっています。
- (2) 認定こども園や幼稚園、小学校・中学校において食育活動を行うとともに、学校給食では、より新鮮で安全な食材を提供するため地場産物を利用して地産地消の推進を図っています。また、農業者と地域・学校等が連携した農業体験を通して「食」と「農」に関する理解を深めています。
- (3) 「第2次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」に基づき食育の推進に努めています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 家庭、地域、学校及び企業等関係機関との連携を強化するとともに、乳幼児健康診査における食育、離乳食・幼児食セミナー、食育講座、認定こども園や幼稚園での活動等により食育推進事業を継続し、充実を図ります。
- (2) 市民一人ひとりが主役となって食育を推進できるよう、「第3次はだの生涯元気プラン」に沿って施策に取り組みます。また、あらゆる世代の食育を推進するため、地域における食に関する活動団体の育成に努めます。
- (3) 食育キャラクターボンチーヌや、オリジナル食育ソングを活用し、共食の推進等の食育の啓発に努めます。
- (4) 学校給食の食材調達には、天候等の理由により、計画どおりに量や種類が確保できない場合や、生産者が少ない地域があるなど課題はありますが、給食の献立を工夫し、学校給食への地場産物の利用率向上に努めます。

2 目指すまちの姿

市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、生涯食育を推進することで心と身体の健康を育み、恵まれた自然の中で「食」を通してつながっています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	朝食を食べない3歳6か月児の割合
2	学校給食における地場産物を使用する割合

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	食を担う人材育成
2	食を通じた健康づくり
3	地域に根ざした食育の推進

《基本施策 113》 健康で暮らせるための地域医療体制の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 市民病院的機能を担う秦野赤十字病院の建物や医療機器の整備に対する支援を行っています。
- (2) 多様化する市民の医療ニーズに対応するため、医師会、医療機関等との連携を深めるとともに、休日・夜間の救急医療体制の維持に努めています。
- (3) 医療に携わる人材を確保し、医療体制の充実を図るため、医師会が実施する看護師就学資金等貸与事業への補助を行っています。
- (4) 全国的に産科や小児科の医師不足が生じている中で、秦野赤十字病院の分娩業務や、小児科の入院及び救急診療の休止が続いています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 医師の高齢化や診療科の偏在等により、全国的に救急や周産期医療等を担う医師の不足が生じている状況の中、高齢化の進展により多様化する医療ニーズに対応するため、県では、医療圏ごとの医療体制の整備を進めています。このことを踏まえ、市民が安心して身近な場所で医療が受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会や伊勢原市等との連携を強化し、地域医療の充実に努めます。
- (2) 医師会が実施する看護師修学等資金貸与事業を引き続き支援することで、市内医療機関に従事する人材確保に努めます。
- (3) 大規模災害に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、医療救護体制を強化します。
- (4) 県、伊勢原市、医師会などの関係機関と連携を強化し、周産期医療や小児医療、救急医療の体制を整備します。

2 目指すまちの姿

市民が必要な時に安心して医療を受けることができます。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	市内の就業看護職員数

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	秦野赤十字病院の整備支援
2	救急医療体制の充実
3	災害時における医療体制の充実
4	看護師等確保の支援
5	周産期医療及び小児医療の充実

《基本施策 114》 医療・年金の健全運営

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の強化を行うことで、医療費適正化を図り、国民健康保険財政の安定化に努めています。
- (2) 超高齢社会が到来した中で、市民が安心して生活を送れるために、日本年金機構との協力・連携に努め、国民年金事業の各種手続や制度の啓発、窓口における相談業務の充実を図っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 医療費適正化に向け、県や県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、国民健康保険の健全運営に取り組みます。
- (2) 的確な年金制度の情報提供ができるように、日本年金機構との協力・連携を図り、国民年金制度の啓発を促進します。

2 目指すまちの姿

市民の健康が増進し、また、医療に対する関心が高まることで、安定的で健全な国民健康保険の運営が行われています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	ジェネリック医薬品の使用割合

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	ジェネリック医薬品の使用促進
2	レセプト点検の強化
3	国民年金の啓発・加入促進

第2章 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現【福祉】

《基本施策 121》 互いに尊重し共に支えあう地域づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 少子高齢化の進行や核家族化を背景に、ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから、全ての人が共に支え合い、安心して地域で暮らせるまちづくりを進めるため、地域福祉活動の充実に努めています。
- (2) 福祉に対する理解を深め、市民の自発的な意思が行動に結びつくよう、市民、事業者、行政が連携した担い手の育成を推進するとともに、ボランティア活動の活性化に取り組んでいます。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 超高齢社会が到来する中で、地域福祉活動の担い手が高齢化し、新たな担い手の確保が困難となっているとともに、地域連携ネットワーク体制の整備が求められています。
- (2) 複合的な地域生活課題に対応するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を持ち、協働して地域課題を解決できるように地域力の強化に取り組むとともに、包括的な相談支援体制を整備します。
- (3) 「高齢者にやさしいまちがあらゆる世代にやさしいまち」というエイジフレンドリーシティの理念に「地域包括ケアシステム」の考え方を取り入れ、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

2 目指すまちの姿

- (1) 地域住民・関係機関・団体等の協働により、社会資源を活用し主体的に地域生活課題を解決するまちづくりが推進されています。
- (2) 暮らしやすい環境のもとでいつまでも健康に暮らすために、若い世代だけでなく、高齢者自らが参加してお互いを支えあって暮らしています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	民生委員・児童委員の充足率
2	福祉有償運送事業者数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域共生社会の推進
2	地域と連携した福祉サービスの充実
3	エイジフレンドリーシティの推進

《基本施策 122》 安心して暮らし続けられる高齢者等への支援の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 高齢化の進行に伴い、高齢者世帯や認知症高齢者の増加など、地域における課題が増大しており、地域高齢者支援センターの機能を強化し、高齢者の日常生活を支援しています。
- (2) 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成するとともに、認知症の状態に応じた適切なサービスを提供できるよう取り組んでいます。
- (3) 第6期（平成27年度から29年度）及び第7期（平成30年度から令和2年度）の「秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく施設整備を促進するとともに、介護サービスの質の向上と人材確保に取り組んでいます。
- (4) 在宅生活の安心確保とともに、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防するため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 認知症や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- (2) 認知症に関する知識の普及・啓発に取り組み、認知症の方やその家族を地域全体で見守る地域づくりを推進し、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。
- (3) 介護人材の確保や定着促進を図り、介護サービスの質を確保するとともに、サービス供給量と保険料負担のバランスを考慮した施設整備を検討します。
- (4) 健康寿命延伸のため、多様なニーズに対応できる介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。
- (5) 働く意欲のある高齢者が、豊かな経験と能力を生かし、生涯現役で活躍し続けられるよう、高齢者の職域拡大及び就労者の増加を図ります。

2 目指すまちの姿

- (1) 地域全体で高齢者を支えるネットワークが構築されており、誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会が実現しています。
- (2) 健康寿命が延伸し、多くの高齢者が心身共に健康で、生きがいを持って生活できています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	要介護等認定率
2	認知症サポーター養成者数
3	住民主体の通いの場への高齢者の参加者数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域包括ケアシステムの推進
2	高齢者の安全・安心の確保
3	認知症施策の総合的な推進
4	介護保険サービスの充実
5	介護サービスの質や介護人材の確保と情報提供
6	高齢者の介護予防・自立支援の推進
7	高齢者の就労支援

《基本施策 123》 障害者が自分らしく安心して暮らせる支援の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 高齢化の進行等に伴い、身体障害者数が年々増加傾向にある中、精神障害や発達障害などで支援を必要としている人も増加しています。
- (2) 平成26年9月に「秦野市障害者支援委員会」を設置し、障害者等への支援体制について協議しています。また、平成29年10月には、障害者が地域で安心して生活し続けることができる拠点として「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」を開設しました。
- (3) 「一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現」を基本方針とした「秦野市障害者福祉計画」に基づき、障害者が住み慣れた地域で生き生きと自律した生活を送ることができるよう、相談・就労・地域活動支援をはじめとした障害福祉施策を推進しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 障害のある人が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図っていくことで、全ての人が一生涯を通じて、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会づくりが大切です。そのため、市民や地域など社会全体で支え合う環境づくりや一人ひとりのライフステージ・障害特性に応じた施策に取り組んでいきます。
- (2) 障害者の日常生活上の様々な社会的制約を取り除くため、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化や、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）を推進していきます。

2 目指すまちの姿

障害のある人もない人も、互いに支え合いながら、「自分らしく」住み慣れた地域で生き生きと豊かに暮らしています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	本市援護実施者で市内外のグループホームの入居者数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	障害者が自らの意思決定に基づく自己実現を図る仕組みづくり
2	障害者の地域生活を重視した支援体制の充実
3	障害者の就労支援と生きがいくくり
4	障害者が安全・安心に暮らせる環境づくり

《基本施策124》 生活困窮者等への支援の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 生活困窮者自立支援法に基づき、包括的な相談事業を実施するとともに、失業者に対しては、住居確保給付金を支給しながら就労支援を実施し、また、子どものいる世帯に対しては、学習支援事業を実施することで、生活困窮者の自立の促進を図っています。
- (2) 生活保護が必要な人に対しては、困窮の程度に応じた保護を行いながら、就労支援を実施し、自立の促進を図っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 生活困窮者への就労準備支援事業や家計管理に問題を抱える人への家計改善支援事業を実施するとともに、貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援事業を引き続き行うなど、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。
- (2) 生活保護が必要な人には確実に保護を実施し、就労による自立の促進を図る必要があります。

2 目指すまちの姿

低所得者であっても生活に困窮することなく、また、失業等により生活保護を受けることになっても、就労支援等により保護から早期に脱却し、住み慣れた地域で経済的に自立した生活を送っています。

3 目標設定（検討中）

指標名
就労による生活保護からの自立世帯数（年間）

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	就労支援の充実
2	生活困窮者等の自立支援

第3章 若い世代の結婚と出産・子育ての希望をかなえる社会環境づくりの推進【子育て】

《基本施策 131》 結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 少子化・核家族化が進み、地域のつながりの希薄化により、妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきている傾向にありますが、令和元年度には市直営の産後ケア事業（日帰り型）を開始したほか、令和2年度からは産婦健康診査及び新生児聴覚検査費用について一部助成を始めるなど、子育て支援事業の拡充を図っています。
- (2) 分娩施設が身近に少ない環境ですが、近隣の産科等医療機関と、より円滑に連携を取れるよう体制整備が進み、妊産婦支援につながっています。
- (3) 妊娠期から子育てに係るセミナー、乳幼児健康診査等により親子の健やかな成長への支援の充実に努めています。
- (4) 子ども・子育て支援新制度のスタートに合わせ、様々な形態の認可施設をオープンさせることにより、待機児童対策を進めるとともに、保護者が利用しやすい保育環境の整備に努めています。
- (5) 市立保育所・幼稚園の統廃合により効率的な運営体制を確保するとともに、跡地については民間事業者による新たな施設として活用しています。
- (6) 保育士等就労促進給付金制度を創設するなど、民間保育所等での保育士を確保する取り組みを支援しています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 子育て世代包括支援センターを拠点とし、民間委託を視野に入れた産後ケア事業等を拡充するなど、さらに包括的な子育て支援に取り組むことができるよう努めます。
- (2) 乳幼児健康診査及び各種セミナーなどにおける子育て支援の継続及び充実に努めます。
- (3) 安心して妊娠、出産、子育てができる支援の一助とし、子どもを望む夫婦への妊娠前からの医療費助成、妊娠期における健康診査費補助などの継続及び充実に努めます。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしながら、母子保健事業全般の実施方法の工夫に努めます。
- (5) 保育の質を向上させるため、公私が連携する体制を構築し、保育内容の充実や小学校へのスムーズな接続に取り組めます。
- (6) 保育士がより就労しやすい環境整備など、保育士確保策を検討・実施していきます。
- (7) 少子化の要因として、未婚化や晩婚化に伴う晩産化が指摘されているほか、若者の厳しい雇用環境や結婚に対する男女の意識の変化なども挙げられているので、誰もが希望に応じて結婚できる環境づくりが必要です。

2 目指すまちの姿

安心して妊娠・出産ができ、子育て世代が「秦野で子育てしてよかった」と思えるまちになります。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（1歳6か月児健康診査時調査）
2	保育所等待機児童数

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	安心して妊娠・出産ができる保健体制の充実
2	健診の場を活用した子育て支援の充実
3	保育所等利用環境の向上
4	子ども・子育て環境の拡充

《基本施策 132》 安心して子育てできる環境づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 地域子育て支援拠点事業（「ぼけっと21」、「ちっちゃなて」）を運営し、就学前の子どもとその保護者に交流の場を提供するとともに、育児についての情報交換や子育てアドバイザーによる相談や助言を行っています。
- (2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を運営し、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい人（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。
- (3) 共働き家庭の増加、就業形態の多様化等の事情により、学童保育への需要は高まっており、公立の放課後児童ホームは、小学校の余裕教室の使用拡大や敷地内にプレハブ棟を建設することで、定員を拡大しています。また、民間学童保育に対しては、教室数の拡大や新規開所への支援を行っています。
- (4) 少子高齢化、核家族化の進行、情報化等の進展や雇用環境の悪化は、青少年を取り巻く様々な環境にも大きな影響を与えており、特に家庭での養育力や地域教育力の低下を招いています。また、情報伝達手段の多様化による情報の氾濫も青少年に悪影響を及ぼしています。これに対し、地域社会における大人と子どもの交流促進、非行防止活動及び環境浄化活動に取り組んでいます。
- (5) 青少年の活動や交流の場である「はだのこども館」、「児童館」を安全・安心に利用できるような施設管理を行うとともに、家庭、学校、地域と連携し、集団活動、交流事業及び様々な体験学習等を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、子ども・子育て会議の専門家の意見を踏まえた施策を展開したうえで、必要に応じて計画の修正を行うとともに、ニーズ調査により、要望の多かった平日夜間や休日等の緊急一時的な子ども預かりの実施方法を検討します。
- (2) 引き続き、就学前の子どもとその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図ります。
- (3) 子育て援助活動支援事業を幅広く周知し、依頼会員・支援会員双方の増員を図り、一層多様化する保育ニーズへの対応に努めます。
- (4) 令和元年度から小児医療費の通院助成の対象を中学3年生まで拡大していますが、引き続き、小児等の健全な育成を支援するため医療費助成を行います。
- (5) 今後も増加する市民ニーズに対応するため、国の「新・放課後子ども総合プラン」を推進し、放課後児童ホームと地域の参画を得た放課後子ども教室を一体的に実施することで、全児童を対象とした安全・安心な居場所づくりを目指します。
- (6) 市、家庭、学校、地域等が連携した定期的なパトロールの実施など、ホットスポット情報の共有化を図り、問題発生の未然防止、早期発見、早期対応等に取り組み、青少年の健全化育成活動の推進を図ります。
- (7) より多くの青少年が集団活動や様々な交流事業、自然・社会体験学習等ができるよう、本市の特性を生かした事業の実施や施設の提供を行います。また、青少年や市民の要望に的確に応えるとともに、施設の利便性向上に努めます。

2 目指すまちの姿

安心して子どもを産み育てることができるまち、子育てに喜びを感じることでできるまち、地域社会で子育てを支えていくまちになっています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	地域子育て支援拠点事業の箇所数
2	放課後児童ホームと一体的運営を行う放課後子ども教室の箇所数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	子育て短期支援事業の実施の検討
2	地域子育て支援拠点事業の拡充
3	放課後児童ホームと放課後子ども教室の一体的運営
4	はだのこども館の利便性と事業の充実

《基本施策 133》 支援を必要とする子ども・家庭への対応

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 要保護児童対策地域協議会における構成機関等を見直し、機能強化を図っています。
- (2) 子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。
- (3) 専門相談員による「若者の自立・就職のための相談」を開始し、保健福祉センターにおいて相談を受け付けています。
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）及び新生児家庭訪問事業等により、4か月までの乳児がいる全ての家庭の把握に努め、子育ての不安に寄り添っています。
- (5) より身近な場所で親と子の良好な関係を築くための技術を学ぶことができるよう、地域や学校等における出張子育て講座の充実を図っています。
- (6) 全ての子どもを対象に食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体が安定して継続的な運営ができるよう、運営費の一部を補助するとともに、施設の確保や事業の周知等の支援を行っています。
- (7) ひとり親家庭に対する経済的支援及び就労支援を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 子どもと保護者等に寄り添ったきめ細かな支援を行うために、人員体制の充実を図り、地域とつながりのない未就園等の子どもを持つ家庭への支援、乳児家庭全戸訪問事業を活用した支援の充実を図ります。また、若者の自立・就職に関するセミナー等を積極的に紹介し、周知を図ります。
- (2) 妊娠期から頼れる子どもの相談窓口として認知していただけるよう周知に努めるとともに、転入又は転出家庭が新しい居住地で不安なく過ごせるようニーズを聞き取り、転入元や転出先の自治体とも丁寧なやりとりを行います。
- (3) 小学校等へのお出張子育て講座の開催等により、「親支援講座事業」の充実を図るとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施することで、体罰によらない子育てを推進します。
- (4) 子どもの居場所づくりの取組みが市全体に広がるよう、市民団体等と連携しながら啓発を図ります。
- (5) ひとり親家庭への経済的支援や就労支援等を継続し、早期の自立と生活の安定を図ります。

2 目指すまちの姿

子育てに喜びを感じ、地域社会で子育てを支え、全ての子どもが、その生まれ育った環境によって左右されることがなく、夢や希望を持てるまちになっています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	要保護児童等に対する個別ケース検討会議の開催割合
2	ひとり親家庭の保護者の資格取得後の就職状況

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	児童虐待の早期発見・早期対応
2	若者のひきこもり等支援窓口の設置
3	ひとり親家庭等学習支援事業
4	子どもの未来応援事業
5	保護者の自立に向けた環境の整備

【第2編】 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】

第1章 子どもたちの生きる力を育む教育環境づくりの推進【教育】

《基本施策 211》 子どもたちの新たな学びを支える教育水準の改善・向上

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 園小中一貫教育の取り組みを土台に、学びと育ちの連続性を大切にしながら、多様で変化の激しい社会に対応できる子どもを育むため、知・徳・体にわたる「生きる力」を育む教育を推進しています。
- (2) 園小中一貫教育の推進については、これまでの取り組みを総括するとともに、学びのスタイルの共有による段階的・系統的指導の充実を図り、教育水準の改善・向上に向けた取り組みを強化しています。
- (3) 確かな学力の向上については、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学校と教育委員会が協働して取り組んでいます。
- (4) インクルーシブ支援教育の推進については、個に応じたきめ細かな支援を必要とする園児・児童・生徒が年々増加しており、様々な教育課題を的確に把握し、適切な支援が行えるよう努めています。
- (5) いじめ・不登校への対策については「秦野市いじめ防止基本方針」に従い、未然防止の取り組みとして児童生徒にとって安全・安心な学校環境づくりを推進するとともに、早期発見・早期対応のための組織的な支援体制の強化に取り組んでいます。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 子どもたちの「生きる力」を育むため、民間を含めた就学前教育・保育、小学校、中学校の円滑な接続を図り、義務教育学校を視野に入れた、育ちと学びの連続性を確保した園小中一貫教育をさらに推進する必要があります。
- (2) 学習指導要領で求められる新たな学力の定着に向けて、教員の授業力向上や家庭学習を推進するとともに、GIGAスクール構想に基づく学校のICT化など「新たな学びプロジェクト」を展開し、子どもたちの確かな学力の定着・向上を図っていく必要があります。
- (3) 個別に支援を必要とする児童生徒への支援の拡充と、それぞれの教育ニーズに応じた学びの場の充実のため、インクルーシブ教育の推進及び合理的配慮を踏まえた教育活動のあり方についての理解を進める必要があります。
- (4) いじめや不登校の未然防止のため、「いじめを考える児童生徒委員会」をはじめとする子どもたちが主体となった学校風土づくりの取り組みを引き続き推進するとともに、児童・生徒の抱える様々な問題に対し、学校の組織的な対応、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職、関係機関等と連携した支援をより一層徹底するよう努めます。

2 目指すまちの姿

- (1) 子どもたちの育ちや学びの連続性を意識した園小中一貫教育、ICTを活用した新たな学びのスタイルの構築及び園・学校と家庭・地域が連携・協働した秦野の特色ある教育活動の展開により、教育水準が改善・向上し、持続可能なまちづくりを担う子どもたちの育成が図られています。
- (2) 個に応じた支援体制の整備や福祉人権教育・道徳教育が推進され、子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を育むことができる教育環境が整備されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	全国学力・学習状況調査等における学習意欲及び平均正答率に関する集計値
2	全国学力・学習状況調査等における非認知能力 ^{※1} に関する集計値

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	園小中一貫教育の推進
2	確かな学力の定着・向上
3	道徳教育の推進、福祉人権教育の推進
4	インクルーシブ教育の推進
5	はだの元気っ子プランの推進
6	いじめ・不登校対策の推進
7	薬物乱用防止教育の推進
8	幼児教育の充実

※1 非認知能力・・・ 自制心や協調性といった学習意欲を支える力

《基本施策 212》 家庭・地域との協働による学校づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 人口減少、少子高齢化が進行する中で、地域力を生かした、子どもと地域が共に育ちあう学校づくりを進めています。
- (2) 市民力を生かした学校支援の体制づくりとして、ボランティアバンクを設立し、寺子屋方式による学習支援を行っています。
- (3) 全ての幼稚園・こども園、小中学校において地域資源を生かした環境教育や地域教育が実践されています。また、環境意識の高い、郷土を愛する子どもたちを育むため、地域に根差した教育の実践を継続しています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 中学校区ごとに展開してきた「子どもを育む懇談会」と「学校運営協議会」の役割を整理することで教職員の負担軽減を図り、全市的にコミュニティ・スクール制度を拡充し、学校、家庭、地域、行政が協働により地域に開かれた学校づくりを目指してしていくことが求められています。
- (2) 市民力を生かした学校支援の体制づくりとして、国が目指す地域学校協働本部の体制整備が必要です。
- (3) ふるさと秦野を愛する子どもたちを育むため、秦野の自然、風土、産業、伝統、文化などを見る、聴く、触れる機会を増やしていく必要があります。

2 目指すまちの姿

学校運営全般にわたり、地域の方々の経験と、その地域の特性を生かした学校づくりが進み、学校が地域の核となることで地域コミュニティが活性化しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	学校運営協議会の設置校数
2	はだのっ子アワード参加児童生徒数

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	コミュニティ・スクール研究実践事業
2	郷土を愛し、大切に育てる子どもの育成

《基本施策 213》 次世代を見据えた教育基盤の整備

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 教員の児童生徒と向き合う時間の確保とスキルアップとともに学校の組織力・マネジメント力の強化を図るため、「秦野市学校業務改善方針」に基づき計画的な取組みを実施しています。
- (2) 国のGIGAスクール構想に基づく学校のICT化、義務教育学校を視野に入れた小中学校の一体化、幼児教育施設のあり方など、次世代の教育を見据えた環境整備に取り組んでいます。
- (3) 「安全安心でおいしい、生徒が喜ぶ中学校給食」の実現に向け、中学校給食センターの施設整備及び運営事業を公民連携方式で進めています。また、給食コンテナ配送用エレベーターの設置に向けて、順次、基礎調査や実施設計を実施しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 新たな学校業務改善の方針に基づく教職員の働き方改革に向けた環境整備と意識改革を加速し、学校と教職員が、働き方を見直す意識と行動を身につけることが求められています。
- (2) 幼稚園の配置の見直しや小中学校の施設一体化及び学校のICT化の推進に当たっては、それぞれの計画に基づき着実に推進を図っていく必要があります。
- (3) 食育及び地産地消の推進に資する中学校給食の実現に向け、学校スケジュール、配膳方法、食物アレルギー対応等について、学校や保護者と協議しながら決定していく必要があります。また、給食費の徴収については、教職員の負担を軽減し、保護者の利便性の向上を図るため、本市に最適な方法を検討していく必要があります。

2 目指すまちの姿

子どもたちが安全・安心で、質の高い教育を享受できる環境が整備されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	時間外在校等時間が上限時間(月 45 時間)を超える教職員の割合(年平均)

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	学校業務改善推進事業
2	学校教育の情報化
3	学校施設の長寿命化の推進
4	学校設備等の省エネ化の推進
5	教育施設の一体的整備の推進
6	学校図書館の充実
7	小学校給食室維持改修事業の推進
8	中学校給食の完全実施

第2章 生涯にわたり学び楽しむ環境づくりの推進【生涯学習】

《基本施策 221》 生涯学習活動の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 市内公民館11館を中心に市民が自由に学習し、その成果が評価される環境づくりに努めています。
- (2) 学習活動の成果を生かす発表の場の提供やふるさと講座の開催など、学べる楽しさを感じることができる環境づくりに努めています。また、学校・地域と連携することにより家庭教育の充実を図っています。
- (3) 地域資源を活用することにより、地域づくり、まちづくりの担い手育成及び地域力の向上に努めています。
- (4) 快適で市民の役に立つ図書館を目指して、窓口業務の委託、公民館図書室との連携、子ども読書活動を推進する事業などを実施しています。
- (5) 他市町村との広域利用協定により18市町村の図書館・図書室との連携による図書館サービスの利便性の向上を図っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 市民の充実した生涯学習を支援するため、アンケート等による受講者ニーズの把握と効果的な広報に努め、魅力ある講座の実施を図ります。
- (2) 生涯学習講座に関しては、人づくりの観点から新たに専門講座を開設し、一つのテーマに対してより深く学んだ成果を地域に還元することで、本市のまちづくりに必要な担い手を育成し、自主団体形成を目指します。
- (3) SDGsの推進や、新型コロナウイルス感染症の情勢に鑑み、自宅でも学ぶことができる機会を提供するため、講座の動画配信環境を整備します。
- (4) 若者にも公民館の事業・講座に興味を持ってもらうため、SNS等を活用した情報発信の充実を図ります。
- (5) 図書館の持つ機能を活用し、市民の読書をはじめとした学びを支えるための支援を通じて、生涯学習の充実につながるよう、多様な資料や情報の収集・整理・提供・保存を行います。
- (6) 子どもの頃から読書の習慣を身につけ、読書を通じて豊かな心が育まれるよう、家庭や学校、地域なども含めた意識啓発活動を行います。

2 目指すまちの姿

- (1) 多くの市民が満足できる学習機会がいつでもどこでも自由に得られるとともに、その成果が人から人、地域へと広がり、誰もが充実した人生を送っています。
- (2) 市民がインターネットや配送便等を利用し、身近な場所で手軽に本を借り、読書を楽しんでいます。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	公民館自主事業参加者数（年間）
2	はだの生涯学習講座等の実施回数（年間）
3	図書館資料の予約受付件数（年間）

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	公民館事業の充実
2	魅力ある地域学習の推進
3	人権啓発・人権教育の推進
4	家庭教育の充実
5	暮らしに役立つ図書館づくりの推進
6	特色ある図書館活動の推進

《基本施策 222》 生涯学習環境づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 良好な学習環境を維持・提供するため、公民館及び図書館の計画的な改修に努めていますが、施設の老朽化が進んでいます。
- (2) 公共施設の適正な配置と効率的な管理運営の実現を目指した、公共施設再配置の取組みの一環として、老朽化が進む西公民館を西中学校体育館と複合化し建替えました。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 安全・安心で快適な施設として公民館及び図書館の計画的な改修を行うとともに、公共施設の再配置を推進する中で、老朽化が進む公民館の建替え等を検討する必要があります。
- (2) 図書館では、市民が交流し、知的な学習活動を育む場として、地域文化の創造を支援していくことが求められています。

2 目指すまちの姿

- (1) 計画的に整備された生涯学習施設で、多くの市民による充実した自主学习が展開されるとともに、地域の拠点として、様々な人たちによる交流でにぎわっています。
- (2) 豊かな自然に包まれた図書館の館内やテラスで、多くの人が本や雑誌を読みながら、文化の香りを十分に堪能しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	公民館利用者数（年間）
2	図書館入館者数（年間）

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	公民館設備等の計画的改修
2	図書館設備等の計画的改修
3	公民館整備計画の検討

第3章 豊かな市民文化と平和意識を育む環境づくりの推進【文化芸術・平和】

《基本施策 231》 市民の文化芸術活動の振興

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 「物質的豊かさ」から文化芸術が生み出す「心の豊かさ」を求める志向が強まっており、本市では、市民文化の振興を図る財源としての「秦野市文化振興基金」の活用などを通じて、市民の自主的で創造的な文化活動の振興に取り組んでいます。
- (2) 市展、文化祭、子どもの市展、丹沢音楽祭などの開催、「彫刻のあるまちづくり」などにより、市民文化の振興に努めています。
- (3) 文化会館での音楽や芸能など幅広い分野で質の高い公演の実施、宮永岳彦記念美術館やはだの浮世絵ギャラリーでの優れた芸術作品の鑑賞の機会の提供により、文化芸術の振興に努めています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 文化振興基金の活用については、地域の特性・特色を捉えた文化芸術活動や、市民への効果が期待される事業に対して支援を行うとともに、さらに質の高い活動が展開されるよう支援の充実を図ります。
- (2) 文化芸術振興の一助となるよう、幅広い年代の市民が質の高い文化芸術に触れる機会として、市展、文化祭、子どもの市展、丹沢音楽祭などを開催するとともに、野外彫刻については、いつまでも市民に親しまれるよう適正な維持管理に努めます。
- (3) 文化会館については、幅広い年代の市民が文化芸術への関心を高め、利用する機会につながるよう、様々な手法を検討・展開するとともに、利用者が安全・安心で、快適に使用できる施設の維持管理に努めます。また、宮永岳彦記念美術館やはだの浮世絵ギャラリーを活用した文化芸術の振興を図るとともに、美術作品の保管、活用方法を検討します。

2 目指すまちの姿

市民の自主的、創造的な文化芸術活動や、より多くの市民が参加できる質の高い文化芸術事業が展開されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	市展来場者数（年間）
2	文化会館来場者数（年間）

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	市民の自主的な創作活動に対する支援
2	文化芸術活動の成果活用の支援の充実
3	文化会館設備機器等の計画的な更新
4	質の高い文化芸術の提供

《基本施策 232》 郷土の伝統文化の伝承と文化財の保存・活用

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 文化遺産を後世に引き継ぎ、本市の魅力を発信していくため、平成30年度に東光寺薬師堂山門を市重要文化財に指定しました。また、令和元年度には東光寺木造薬師如来立像が県重要文化財に指定され、旧芦川家住宅母屋が国の有形文化財に登録されたほか、震生湖の国登録記念物に向けての意見具申などを行い、文化財の国登録等に向けて積極的に取り組みました。
- (2) 秦野再発見の拠点づくりを進めるため、桜土手古墳展示館の展示方法について検討し、総合的歴史博物館に向けた検討を進めました。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) これまでの文化財調査結果を精査し、指定にふさわしい文化財の洗い出しを行うとともに、本町四ツ角周辺の近代建造物などの文化財調査・整理を行い、国登録等に向けた取組みを進め、保存活用を図ります。また、文化財保護条例の改正や市登録文化財制度の導入についても検討します。
- (2) 桜土手古墳展示館から移行する「はだの歴史博物館」では、市の歴史全般が学べる生涯学習拠点として文化財に関する情報を市内外に発信し、その活用と保存に向けて取り組んでいきます。

2 目指すまちの姿

文化財の管理・活用について、所有者と民間の推進団体で地域一丸となった計画的な取組みが展開されるとともに、民間と行政が協働で取り組むことにより、文化財が守り継がれています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	波多野氏関連普及事業の開催数
2	文化財の指定および意見具申数
3	講座・企画展の開催数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	文化財の保存管理の推進
2	はだの歴史博物館の運営
3	文化財等収蔵施設の検討
4	波多野庄の復活

《基本施策 233》 恒久平和の実現

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 昭和44年に制定した「市民憲章」で、平和を願う市民の強い思いを示すとともに、昭和61年には、恒久平和や非核三原則の堅持を柱とする「平和都市宣言」を制定しました。核兵器廃絶の実現に向けて「日本非核宣言自治体協議会」や「平和首長会議」の一員として、平和を希求する自治体であることをアピールしています。
- (2) 平成20年6月には、市民一人ひとりが平和や命の大切さを考え、行動する機会として毎年8月15日を本市独自の「秦野市平和の日」と決めました。これらの趣旨を広め、市民の平和意識を高めていくため、様々な平和事業を展開しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 平和を脅かす世界の様々な問題を地域の視点から捉え、地域において平和を愛する心を育むため、「秦野市平和都市宣言」や「秦野市平和の日」の理念を伝承し、市民と協働した平和啓発事業を展開するとともに、市民の主体的な活動への支援にも努めます。
- (2) 市民の国際理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えていくため、姉妹都市のアメリカパサデナ市、友好都市の韓国坡州市などの情報を提供し、市民主体の国際交流活動の支援に努めます。

2 目指すまちの姿

- (1) 平和を愛する心が生まれ、市民の平和意識が高まっています。
- (2) 市民主体の国際交流・協力活動が活発に行われています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	平和啓発事業の参加者数
2	国際交流事業の参加者数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	平和意識の普及啓発
2	多様な国際交流活動の促進

第4章 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりの推進【スポーツ】

《基本施策 241》 スポーツ活動の普及促進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 令和元年度にラグビーワールドカップ2019が開催され、令和3年度には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、令和4年度には、ねんりんピックかながわの開催を控えるなど、ビッグスポーツイベントの開催により、スポーツへの機運が高まりを見せています。
- (2) ウォーキングや散歩、筋力トレーニングなどの一人でも気軽に楽しむことができるスポーツ活動を行う市民の割合が高くなっています。
- (3) 平成28年度に「秦野市スポーツ推進計画」を策定し、「する」、「みる」、「ささえる」の視点から捉えたスポーツ活動の普及促進に努めています。
- (4) 表丹沢の魅力向上を図るため、「はだの丹沢クライミングパーク」を整備し、クライミングの普及促進に努めています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やねんりんピックかながわの開催を契機に、さらなる生涯スポーツ活動の普及促進を図ります。
- (2) 表丹沢の魅力向上を図る拠点である「はだの丹沢クライミングパーク」を基点に、スポーツクライミングの普及促進、地域のにぎわいの創出等を図ります。

2 目指すまちの姿

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージや志向に応じたスポーツ活動を通じて、親しみや絆を感じ、生き生きと暮らしています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	「週1回30分以上スポーツ・レクリエーション活動をする市民」の割合

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	スポーツ活動をする市民の割合の向上
2	クライミングの普及促進

《基本施策 242》 スポーツ環境の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) おおね公園多目的広場を人工芝舗装に改修したほか、サンライフ鶴巻の体育室床の改修、寺山スポーツ広場の防球ネットの改修等により、スポーツ施設・広場の安全・安心な維持管理に努めています。
また、スポーツ施設の日常管理や点検結果等を踏まえ、劣化状況による改修等の優先順位を付け、施設の修繕及び改修を実施しています。
- (2) 施設予約システムの対象施設として、スポーツ広場を加え、管理者及び利用者の利便性の向上を図るとともに、桝窪スポーツ広場をハイカーが立ち寄れる解放型の広場とするなど、スポーツ施設の効率的かつ効果的な管理運営に努めています。
- (3) 羽根スポーツ広場（仮称）用地内の法面地質調査を行うなど、今後の有効利用に向けた検討を進めています。
- (4) 市スポーツ協会等のスポーツ関係団体と連携し、「する」、「みる」、「ささえる」の視点から、スポーツ環境の充実に努めています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) スポーツ施設については、施設や設備の多くが耐用年数を超える中、適切な時期に大規模更新を行うため、定期点検の結果を注視するとともに、軽微な修繕を適宜行いながら、計画的な更新に努めます。
- (2) 効率的かつ効果的な管理運営については、さらなるスポーツ環境の充実に努めるため、指定管理制度への移行を見据えた検討を進めます。
- (3) 表丹沢魅力づくり構想（仮称）に基づき、安全・安心で地域のにぎわいにつながる羽根スポーツ広場（仮称）用地の有効利用に向けた検討を進めます。
- (4) スポーツ人口が減少する中、スポーツを支える団体や指導者の育成が課題となっているため、関係団体等との協働により、スポーツを支える人材の確保・育成に努めるとともに、活動・活躍できる場所の構築に努めます。

2 目指すまちの姿

誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しさやにぎわいを感じています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	スポーツ環境に対する満足度
2	更新及び改修を行ったスポーツ施設数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	スポーツ施設等の整備・充実
2	スポーツ関係団体等への支援・育成

【第3編】 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり

【環境・農林業・安全・安心・上下水道】

第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保【環境】

《基本施策 311》 多様な生物を育む自然環境の保全と再生

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 市街地における緑地の保全、生物多様性の確保を目的に樹林保全地区や生き物の里の指定・保全活動を行っています。
- (2) 環境保全、自然保護の啓発として、自然観察会の開催や指導員の養成を行っています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 市街地の緑地や生き物の里の環境維持に努めるとともに、生物調査の実施や外来種の駆除推進等により、生物多様性の保全を図ります。
- (2) 自然観察施設くずはの広場内施設の修繕等を計画的に実施するなど、適切な維持管理に努めるとともに、自主事業や指導員養成講座などを通じて広く市民の自然保護意識の向上を図ります。
- (3) 「感じること・触れること」が重要な自然観察において「新しい生活様式」を踏まえた実施方法を検討します。

2 目指すまちの姿

適正な管理を通じて、市街地の中に緑地が保全され、生活に潤いを与えるとともに、生物の多様性にも貢献しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	くずはの家における自主事業の実施回数

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	生物多様性の保全
2	自然環境保護思想の普及と自然保護意識の高揚
3	市街地における緑地の確保
4	くずはの広場の整備・充実

《基本施策 3 1 2》 地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの積極的活用

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 地球温暖化などの気候変動が世界的な問題となる中で、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量を減らす必要があります。
- (2) 平成30年度に策定した「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」に基づき、木質バイオマス、小水力及び地中熱を重点プロジェクトとして抽出し、令和元年度からは、里山林の整備に伴い排出される間伐材を活用した木質バイオマスの活用について、調査・研究を始めています。
- (3) 交通渋滞の緩和による地球温暖化対策の推進を目的として、自動車の利用方法を工夫し、鉄道・バス等の公共交通への転換を図る交通需要マネジメント（TDM）に取り組んでいます。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 環境関連イベントや環境教育を通じ、一人ひとりができる二酸化炭素削減につながる取組みの周知・啓発により、意識向上を図ります。
- (2) 「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」に基づく重点プロジェクトについては、実現可能で持続可能な手法の検討を進めるとともに、公共施設への積極的な導入を図ります。
- (3) 事業所が自主的に参加する「エコ通勤デー事業」や「交通スリム化キャンペーンはだの」への参加者を増やす方策、交通スリム化教育により、地球温暖化対策への理解を深める取組みを推進します。

2 目指すまちの姿

地球温暖化対策への理解が進み、市民一人ひとりが家庭や職場において率先した取組みを実行しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	はだのエコスクールの実施回数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	再生可能エネルギーの調査・導入
2	交通需要マネジメント（TDM）施策の推進
3	環境教育の充実

《基本施策 313》 「秦野名水」の保全と利活用

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 「秦野市地下水総合保全管理計画」に基づき、都市開発等により損なわれていく自然の水循環系を保全するとともに、適所に人為的な水循環系で補完を行い、安定的な水循環の確保を推進しています。
- (2) 地下水質改善の状況確認や新たな汚染の未然防止及び早期発見のため、地下水調査を実施するとともに、揮発性有機化学物質により汚染された地下水の水質改善に向けた浄化事業に取り組んでいます。
- (3) 「秦野名水の利活用指針」に基づき、健全な水循環に配慮した、地域特性を生かした利活用を図っています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 地下水のかん養を促進する森林の再生や街中における緑地の確保を図り、自然の地下水かん養を補完する人工的な地下水かん養の積極的かつ総合的な取り組みを推進します。
- (2) 新たな地質構造モデルに基づく水源管理システムを構築し、地下水を市民共有の財産である資源とした管理を図ります。
- (3) 地下水汚染の防止に努めるとともに、浄化事業の継続的な実施による汚染地下水の改善を推進します。
- (4) 本市固有の地域資源である「秦野名水」を有効活用し、秦野のブランド力向上と市民の郷土愛・地域アイデンティティの醸成を図ります。
- (5) 秦野名水の「使う・守る・育てる・伝える」名人とともに、持続可能な水循環の創造を図ります。

2 目指すまちな姿

バランスの取れた水循環の中で、健全で持続可能な「秦野名水」の利活用が図られています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	監視基準井戸の地下水位

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地下水のマネジメント
2	秦野名水の利活用
3	きれいな地下水の保全と再生

《基本施策 314》 ごみの減量と資源化の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 伊勢原清掃工場の老朽化に伴い、令和7年度末までに、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制に移行するため、資源化を推進し、可燃ごみの減量に取り組んでいます。ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、平成28年度以降減少傾向にあります。
- (2) 古紙類の品目の追加や出し方の簡素化、ストックハウスを市内13箇所に拡充するとともに、剪定枝と合わせた草木類の分別収集を市内全域で開始し、資源化を推進しています。
- (3) 外国籍市民や分別意識が希薄な市民に分別ルールを周知し、さらなる分別の徹底に取り組むため、スマートフォンなどで確認、活用できる「ごみ分別促進アプリケーション」を導入し、普及・拡大に向けた啓発活動を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 可燃ごみは令和7年度末までに、はだのクリーンセンター1施設で処理できる年間処理量33,600トンまで減量する必要があります。「草木類の分別」、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を四つの柱に据え、家庭ごみを有料化することなく、減量を図ります。特に「分別の徹底」では、分別意識が希薄な市民に分別ルールを呼びかけ、「生ごみの減量」では、市民一人ひとりの水切りが大きな減量効果につながるため、水切りの徹底を柱として、啓発の強化を図ります。また、「事業系ごみの減量」では、家庭系ごみに比べ減量が進んでいないため、立入調査や展開検査などを強化し、適正処理の徹底及び資源化を推進します。
- (2) はだのクリーンセンター1施設で安定的に処理できる可燃ごみ排出量を維持します。
- (3) 今後、超高齢社会の進行により、増加が見込まれる使用済み紙おむつや、現在、可燃ごみとして焼却している玩具、文具類等プラスチック製品の資源化について、資源化技術の動向等を捉えながら研究を進めます。また、再使用可能な不用品を常設で展示・販売を行う施設整備の検討を進めます。
- (4) 焼却施設を共同で使用している伊勢原市と歩調を合わせた減量施策を展開していくため、両市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合の3者による連携強化を図ります。

2 目指すまちな姿

ごみの発生が抑制され、再使用、再利用が進み、環境への負荷が小さくなっています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	市民一人1日当たりごみの排出量（資源物を除く）
2	総ごみ排出量に占める資源化率（年間）

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	ごみの発生抑制、分別及び資源化の推進

《基本施策 315》 きれいで快適な生活環境の確保

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 河川水質の向上を図るため、水質調査を実施して河川環境の監視を行うとともに、工場・事業場への立入調査を実施し、排水処理施設の適正管理及び排出基準の順守について指導を行っています。
- (2) 工場・事業場に対し立入調査を実施し、公害関係法令に基づく規制の徹底を指導しています。また、光化学スモッグ注意報発令時には、市内の学校等への情報提供を行い、被害の未然防止に努めています。
- (3) 7月の河川月間を中心に、地域との協働により、葛葉川などの市内5河川で河川清掃を実施しています。
- (4) 小田急4駅周辺をはじめとする、市内6か所を環境美化重点地区に指定し、環境美化指導員による巡回、指導を行っています。また、市民等との協働による「ごみゼロクリーンキャンペーン」を実施しています。
- (5) 不法投棄防止対策として、定期的なパトロール、不法投棄が頻発する場所への防護柵及び監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりを推進しています。
- (6) 生活環境の保全を図るため、市街化調整区域での家庭用小型合併処理浄化槽設置者に対して補助を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 河川の水質調査を実施し、水質の状況について監視するとともに、工場・事業場の排水について規制基準を順守するよう指導することにより、河川水質の向上に努めます。
- (2) 光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント対策として、工場・事業場への指導、廃棄物の焼却・野焼きの監視強化を実施し、大気環境の向上を図ります。
- (3) 河川ごみの清掃活動を継続しながら、捨てないことに対する啓発を推進するとともに、活動団体等と連携した広域的な取組みに努めます。
- (4) これまでの環境美化活動は、ポイ捨てや不法投棄のごみを速やかに回収することに重点を置いていましたが、今後はポイ捨てや不法投棄を「しない」・「させない」未然防止の取組みを推進します。
- (5) 家庭用小型合併処理浄化槽の設置補助制度の周知を推進します。

2 目指すまちな姿

環境に対する市民や事業者の意識が高まり、法令等に基づく規制基準が順守され、ポイ捨てや不法投棄のない、きれいで快適な生活環境が確保されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	河川の水質環境基準達成率
2	大気汚染に係る環境基準達成率

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	河川水質の維持・保全
2	公害関係法令による規制の徹底及び監視体制の強化
3	河川浄化月間を中心とした清掃活動の実施
4	環境美化の促進
5	家庭用小型合併処理浄化槽への転換促進

第2章 地域特性を生かした都市農業の振興【農業】

《基本施策 3 2 1》 持続可能な都市農業の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 深刻な問題となっている農業者の高齢化や後継者不足に加え、燃料・資材費の高止まり、異常気象や自然災害、鳥獣被害など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。「はだの都市農業支援センター」を主体に、新たな担い手の確保・育成に取り組むとともに、地域農業をけん引する中心的な担い手の経営基盤強化の取組みを支援し、本市農業の維持・発展を図っています。
- (2) 農業の担い手不足に伴い遊休・荒廃農地が増加傾向にあるため、「人・農地プラン」により農地の受け手と出し手を明確化し、農地の利用集積に取り組んでいます。
- (3) 鳥獣被害は、農業経営の安定化を阻害する要因であるとともに、営農意欲の減退により遊休・荒廃農地が増加する要因となるため、農業者及び生産組合による防護柵の設置や猟友会と連携した有害鳥獣の捕獲、秦野市鳥獣被害対策実施隊の設置等、鳥獣被害対策の強化に取り組んでいます。
- (4) 地域の要望に対応した計画的な農道等の整備により、営農環境の向上を図っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) はだの市民農業塾の実施や国の補助制度活用により、幅広い層の新規就農者を確保・育成します。
- (2) 地域農業をけん引する中心的な担い手に対し、農業用機械及び自然環境に左右されにくい農業用施設の導入を支援することで、合理化や高収益化による経営の安定化を図ります。また、援農ボランティア制度や農福連携等を推進し、労働力の確保による農業者の労働負担の軽減を図ります。
- (3) 「人・農地プラン」を推進し、担い手の確保・育成と連動した農地の利用集積を図ります。
- (4) 鳥獣被害対策については、重点対策地区指定や、捕獲奨励金制度の創設による捕獲強化など、集落環境整備、被害防護対策、捕獲の三つの基本対策に、農業者、地域住民、行政が一体となって、取り組んでいきます。
- (5) 農道等の基盤整備により、農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図ります。

2 目指すまちの姿

- (1) 本市の農業を支えてきた中心的農業者が依然として第一線で活躍する一方、新規就農者等若い世代の農業者の経営が安定することで、農業が活性化しています。
- (2) 農業者、地域住民、行政が一体となった鳥獣被害対策を実施することにより、安心して営農できる環境が整備され、農地が適切に保全されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	新規就農者数
2	わな免許取得者数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	「農」の担い手確保・育成対策の推進
2	担い手への農地集積の促進
3	営農環境の向上による中心的な担い手の経営発展の促進
4	鳥獣被害対策の推進
5	農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図る農道の整備

《基本施策 322》 地産地消及び交流型農業の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 地産地消活動団体への支援や地産地消応援サポーター制度等により、都市農業の利点を生かした地産地消を推進しています。
- (2) 本市の代表的な農産物である落花生の生産振興を図っており、補助制度を活用した作付け面積は年々増加しています。また、関係機関と連携し、新たな特産物の振興に取り組んでいます。
- (3) 季節に応じた掘り取りや摘み取り、農園ハイクの実施など、本市の特性を生かした観光農業、体験型農業を推進しています。
- (4) 地域の農業者を中心に田原ふるさと公園を運営し、都市住民との交流による地域農業の活性化に取り組んでいます。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 都市農業の利点を生かした、安全・安心な農作物の消費拡大を図ることにより、農業・農産物に対する理解を深めるとともに、収益性の高い農業経営を展開することで、持続可能な農業を促進します。
- (2) 引き続き、特産農産物である落花生の生産振興に取り組むとともに、担い手の高齢化等を考慮し、生産者及び消費者双方のニーズに適した新たな特産品の振興に取り組めます。
- (3) 新東名高速道路の開通を見据え、首都近郊という地理的優位性かつ多品目栽培という強みを生かした、多種多様な体験型、交流型の観光農業を推進し、本市の魅力を発信していきます。
- (4) 田原ふるさと公園については、開園から20年が経過し、施設の老朽化や運営団体の高齢化が進む中、表丹沢魅力づくり構想（仮称）における拠点施設として、その魅力を高め、地域の活性化につながる取り組みを実施していく必要があります。

2 目指すまちの姿

- (1) 行政・農業者・商業者が一体となり、本市の安全・安心な農産物の消費宣伝に取り組むことで、地産地消が推進されています。
- (2) 行政・農業者・農協が一体となり、本市の豊富な交流型農業に触れる機会が周年的に提供されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	地産地消応援サポーター登録店舗数
2	体験型農業参加区画数

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地産地消の推進
2	特産農産物の振興
3	観光農業の推進
4	田原ふるさと公園の魅力向上による利用促進

第3章 持続可能な森林整備と里山林の保全【林業】

《基本施策 331》 持続可能な森林づくりの推進と林業の育成

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

木材搬出コストの高騰や木材販売価格の低迷等によって放置される森林が増加し、山地の荒廃化が懸念されるため、山地の保全を図り、森林等の持つ多面的機能が発揮できるよう、県と連携して水源の森林づくり事業を推進しています。

また、県の水源環境保全税を活用した地域水源林整備を平成19年度から継続して実施しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 山地及び水源環境等の保全を図るため、水源かん養、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収源等の森林の持つ多面的機能が発揮される環境づくりを推進します。
- (2) 地場産木材の流通、販売を促進し、林業の活性化を図ります。また、令和元年度から譲与されている森林環境譲与税を活用した、持続的な森林づくりの推進に努めます。

2 目指すまちの姿

- (1) 県、森林組合等と連携した計画的な森林の伐採、搬出等により、森林が適正に管理され、水源かん養等の機能が発揮されています。
- (2) 持続的な木材生産による地域ブランド力向上及びCLT工法の需要拡大により、地場産木材を利用した住宅建築、公共施設整備が促進され、地域経済に好影響をもたらしています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	水源の森林エリアにおける森林整備（奥山を除く）面積

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	水源の森林づくり事業
2	地域水源林長期施業受委託事業
3	地場産木材を搬出する林道の整備
4	地場産木材の普及、活用
5	民有林整備活用事業

《基本施策 332》 里山林の保全・活用

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

(1) たばこ栽培の終了、産業構造の変化や燃料革命によって、里山の手入れが遠ざかり、荒廃化が進んだため、地域住民、ボランティア、首都圏住民、企業等が参加する里地里山保全再生活動が行われています。

また、平成27年には、環境省により本市の里山が生物多様性保全上重要な里地里山として選定されています。

(2) 平成22年に開催された全国植樹祭を契機に、森林・里山の循環や保全について、市民に対する啓発活動を継続的に取り組んでおり、小学校などでは様々な体験活動を通じて、環境への理解と関心を深める環境学習の取組みが進められています。

《今後の課題や取組みの方向》

(1) 引き続き、市民力を生かした持続可能な森林づくりを推進します。

(2) 本来、里山は人工的に利用、管理されている山林であるため、木質バイオマス材の利用を目的とした間伐材の利活用など、適正な形で保全に努めます。

(3) 水源かん養、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収源等の機能をさらに発揮させるため、継続的な里山林の整備を図ります。

(4) 従来の公益的機能、経済的機能に加え、レクリエーション活動や森林散策を通じた癒しや健康づくりの場としての活用を促進します。

2 目指すまちの姿

(1) 里山整備活動を通して、市民の環境・森林整備への理解が深まっています。

(2) 市民主体の里地里山保全再生活動が継続的に行われ、里山林が多くの人々のレクリエーション、イベント、学習の場として活用されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	森林整備事業への市民参加数
2	ボランティア団体等による森林整備面積

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	市民による森林づくりの推進
2	ふるさと里山の整備
3	里山林保全整備ボランティア団体に対する支援
4	森林セラピー基地及びセラピーロードの活用

第4章 市民の生命と暮らしを守る安全・安心な生活環境づくりの推進【安全・安心】

《基本施策 341》 防災・減災対策の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 南海トラフ巨大地震や都心南部直下地震などの大地震の危険性が指摘され、また、大型台風や集中豪雨などによる風水害が多発化・激甚化していることから、より実効性の高い防災・減災体制の確立が必要です。
- (2) ハード面では、防災行政無線のデジタル化、防災備蓄倉庫の整備などの対策を進めています。
- (3) ソフト面では、地域主体の総合防災訓練の実施、避難行動要支援者対策、建築物の耐震化についての啓発や相談会の実施、耐震診断・補強工事等への補助、応急危険度判定活動に関する訓練などの対策を講じています。
- (4) 大規模災害の発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶により、災害対応力の低下が懸念されることから、市民の災害自助力を醸成するため、自治会や各種市民団体を対象とした防災講演会等や各種防災訓練を実施するとともに、応急復旧対策活動の充実を図るため、他の自治体や民間企業等との間で協定を締結し、災害時の応援協力体制を整えています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 総合防災訓練のほか各種防災訓練では、地域特性を踏まえた市民参加型の実践訓練を実施します。
- (2) 市内23か所の広域避難場所や風水害時避難所等の環境整備に取り組むとともに、避難所運営委員会の機能強化を図るなど、円滑な避難所運営体制の構築に努めます。
- (3) 要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者の情報を適切に管理するとともに、自治会を中心に避難支援等関係者の連携体制を整えることで、避難行動支援に係る実践力の向上を図ります。
- (4) 災害時相互応援協定を締結している各自治体や事業者等との間では、継続的な相互応援体制の強化を図るとともに、防災関係団体や市民の活発な交流を推進しながら、災害対応力の向上につなげます。
- (5) 建築物への耐震診断、補強工事等に対する助成等により、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進するとともに、地震災害応急対策として、定期的に応急危険度判定活動に関する訓練等を行うことで、地震に備えたまちづくりに努めます。
- (6) 県が管理する2級河川及び砂防指定されている河川、水路について、計画的に護岸整備や砂防工事等が促進されるよう継続的に県に要望していきます。

2 目指すまちの姿

市民総ぐるみの防災対策が充実し、みんなで支え合い安全・安心に暮らせるまちづくりが進んでいます。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	防災講演会等の参加者数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域防災体制の整備・強化
2	災害応急体制の充実
3	災害予防の促進
4	建築物の耐震化の促進と地震後の対策の推進
5	河川等の整備の促進

《基本施策 3 4 2》 暮らしの安心を支える消防・救急体制の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 消防・救急活動を取り巻く環境は、超高齢社会の進行に伴う救急需要の増大、近年頻発する豪雨や発生が懸念される大規模地震等の自然災害への対応、複雑かつ多種多様化し大規模化する災害など、迅速かつ的確で広域的な対応が求められています。
- (2) 西分署の建替えなど消防施設及び消防車両の更新整備を計画的に実施するとともに、救急需要の増大に対応するため救急隊1隊を増隊させ、消防・救急体制の強化に努めています。また、消防団車庫待機室の建替え整備、住宅防火対策・幼年期からの防火教育や事業所での火災予防の促進等により、地域防災力の向上に努めています。
- (3) 「救急救命都市はだの」を目指し、市民の救命率向上を図るため、より多くの市民が救命処置を行えるよう、応急手当の普及啓発を継続します。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 複雑かつ多種多様化し、大規模化する災害に対応する各種資機材等の強化を図るとともに、老朽化した消防施設においては、移転を含めた建替えを視野に入れ整備することで、現状維持による機能補修に限らず、時代背景に合致する付加価値を加えた施設へ改修し、消防施設の多角的補強を図り、円滑かつ効果的な消防活動の実施に向けた消防力の強化に努めます。
- (2) 消防車両の更新及び整備、大規模災害時に有効な消防水利の新設及び消防団拠点施設の改修を進め、総合的な防災力の向上を図ります。
- (3) 救急救命士の養成、応急手当普及員制度及び救急救命認定施設表示制度を推進し、救急救命体制を充実するとともに、医療機関との連携の強化を図ります。

2 目指すまちの姿

- (1) 消防活動体制の整備・確立を図り、災害対応における地域の消防力を高め、災害に強く、誰もが安全・安心に暮らし続けられます。
- (2) 大人がいない状況でも子どもが自分の身を守り、尊い命を救うための応急手当を実施できます。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	応急手当講習会受講者数における子ども（10代）の受講者数

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	消防車両・消防施設・設備の充実
2	警防体制の充実強化
3	消防団施設や組織の強化
4	救急高度化の推進
5	応急手当の普及と啓発
6	火災予防の推進

《基本施策 343》 市民の生命と暮らしを守る危機管理・防犯対策の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 「秦野市危機管理基本マニュアル」に基づき、重大事故、重大事件及び新型コロナウイルス感染症等による健康危機など、市民や地域に被害を及ぼす恐れがある様々な危機の未然防止や、被害を最小限に食い止めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護に努めています。
- (2) 市民・警察・各防犯活動団体が連携し、防犯対策を推進しています。防犯パトロール、児童の見守り活動などを行うとともに、街頭キャンペーン、防犯研修会などにより意識啓発を行っています。
- (3) 多数の市民が往来する駅の自由通路や商店街などに、秦野市防犯協会と連携しながら防犯カメラの設置を進めました。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 重大事故、重大事件及び新型コロナウイルス感染症等による健康危機に対する危機管理の体制整備と職員の意識向上を図る必要があります。
- (2) 防犯意識のさらなる高揚、効果的な情報提供を図るとともに、市民力を生かした地域防犯力の向上を図ります。
- (3) 新東名高速道路の開通に伴う交通量の増加等を踏まえ、防犯カメラの移設や新規設置について、警察と連携しながら犯罪抑止に向け取り組みます。

2 目指すまちの姿

市民や地域に被害を及ぼす恐れがある様々な危機や犯罪に対し、未然防止又は被害を最小限に食い止めることにより、市民が安全・安心な生活を送っています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	秦野警察署管内刑法犯認知件数（年間）

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	危機管理体制の充実
2	防犯活動の推進
3	自治会等との協働による防犯灯の設置及び維持管理
4	防犯情報の提供の充実
5	防犯カメラの設置及び維持管理

《基本施策 344》 地域の交通安全対策の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

高齢者が関わる交通事故の割合は増加傾向にあるため、様々な年齢層や地域等を対象に啓発活動を行っています。また、駅周辺で啓発活動を行い、放置自転車の減少に努めています。

《今後の課題や取組みの方向》

交通安全教育を関係団体等と連携して行うとともに、特に高齢者ドライバーを対象とした安全対策や自転車利用者への走行ルール・マナーの定着化を進めます。また、引き続き、放置自転車の減少に向けた啓発活動を行います。

2 目指すまちの姿

交通安全への意識が高まり、交通ルールの遵守やマナーが向上しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	秦野警察署管内人身交通事故件数（年間）

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	交通安全の啓発と教育の推進
2	自転車安全対策の充実

《基本施策 345》 安心できる消費生活の支援、市民相談の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 多様化、巧妙化する消費者問題については、消費生活センターにおいて、専門の相談員が相談等に効率的かつ丁寧に対応しています。また、消費者被害の未然防止、被害を減少するため、消費生活に関する啓発講座及び情報提供を行っています。
- (2) 多様化する市民相談に対応し、弁護士や税理士などの各種専門相談を定期的を開催しています。また、近隣トラブルや家族の問題には、市民生活専門相談員が対応しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 消費者問題に対し、情報提供の拡大や知識の普及を目的に、特に被害が多い高齢者や高齢者等を見守る人を対象に講座や教室を開催し、消費者トラブルの未然防止、減少に努めます。また、消費者からの相談・苦情に適切に対応できる相談体制を充実させるとともに、相談員研修の積極的な受講を促進し、相談員の質の向上に努めます。
- (2) 多様化する相談に対し、市民ニーズや社会変化に応じて、新たな専門相談の実施及び相談日や相談体制の充実を検討します。

2 目指すまちの姿

- (1) 消費生活に関する知識の普及や情報提供が進み、消費者トラブルによる被害者が減少しています。
- (2) 個々の悩み事や問題に対応できるよう、必要な時に各種の専門的な相談が受けられ、問題の解決策を早く見いだすことができます。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	消費生活に係る講座の満足度

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	消費者被害未然防止のための啓発活動の充実
2	消費生活相談の充実
3	専門相談体制の充実

第5章 安全・安心な上下水道の持続【上下水道】

《基本施策 351》 安全でおいしい水道水の供給

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 安全でおいしい本市の水道事業の主要水源である地下水について、水質の安定した深井戸への変更や改修に取り組んでいます。
- (2) 「水質検査計画」に従い検査を実施するとともに、「水安全計画」を策定し、さらには、集中監視設備の遠方監視体制の構築により、安全・安心な水道水の供給に努めています。
- (3) ライフラインとして重要な責務である維持管理について、事後保全型管理から予防保全型管理に転換していくため、管路の漏水調査や定期点検を実施し、漏水修理体制を確保するとともに、配水場などの施設の維持管理についても技能員、民間委託の活用、水質管理も含めた集中管理システムの導入など効率化に努めています。
- (4) 管路の更新について、費用の平準化を図り、耐震化と合わせて計画的に進めています。施設整備についても耐震化とともに、減少傾向にある水需要に対応するため統廃合等に取り組んでいます。
- (5) 全国平均から遅れている管路の耐震化は、新設された国の交付金を確保して、進めてきた結果、基幹管路の耐震化率が令和元年度末で40.0%となりました。なお、施設についても計画的に耐震診断を実施し、耐震補強を進めています。
- (6) 災害時に備えて、「上下水道業務継続計画（地震編）」を策定し、旧下水道部と組織統合したメリットを生かした災害体制の強化や、他の事業体等からの応援などの相互支援体制の充実を図っています。
- (7) 安定した給水体制や災害対策の充実を進めるには、適正な料金収入を基本とした健全経営が重要です。そのため、平成23年度から5年ごとを料金算定期間とする「財政計画」を策定し、料金の見直しも含め、健全経営に努めています。特に未収金については、給水停止の確実な実施体制を上下水道料金の徴収業務等の包括委託により確立し、大幅な低減ができました。また、水道水源の約2割となる県水は必要不可欠な水源ですが、経営にとって大きな負担となるため、受水費の軽減に努めています。
- (8) 利用者のサービス向上と経費削減を目的として実施している窓口業務等の包括委託について、業務を拡大しながら、充実を図っています。また、上下水道モニター事業やエコスクールなどを実施し、水道事業の情報発信力を高め、サービス向上に結びつくように取り組んでいます。
- (9) 近年の専門的知識を有する熟練職員の退職など、本市の水道技術力の低下等への懸念に対して、職場内外の研修体制を強化するとともに、包括委託の委託範囲の拡大など事務の効率化に努めています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 地下水の水質安定のため引き続き、水源の統廃合及び浅井戸から深井戸への改修工事を推進します。
- (2) 「水道検査計画」に基づく検査の信頼性確保のため、検査業務に係る随時確認や評価を行い、安全を保障する水質体制の構築に努めます。また、集中監視システムの運用状況の検証を行い、災害対応時における迅速な対応等も含め、より効率的な監視体制の構築を検討します。
- (3) 管路や施設について、予防管理保全型による維持管理へ転換し、定期的な点検、適切な維持管理及び施設の長寿命化を図るとともに、関係機関と連携し、効果的かつ効率的な手法や包括委託などを含めた体制の整備について検討します。

- (4) 管路の更新需要の集中による事業の平準化を図り、限られた人員で工事量を増やすため、設計・積算から施工までを民間事業者に一括発注するDB方式などの新たな整備手法の導入を推進します。施設も同様に事業の平準化による計画的な更新に取り組むとともに、統廃合を推進します。
- (5) 管路の耐震化率向上のため、DB方式などの新たな整備手法の導入を推進するとともに、施設は、重要度、緊急性や地震リスクなどを総合的に検討し、計画的に耐震診断や耐震補工事を推進します。
- (6) 災害時における直接給水及び運搬給水の充実を図るため、災害用給水拠点の整備を検討するとともに、迅速な応急対応のための備蓄資機材の拡充などの整備を推進します。また、運搬給水については関係機関との支援体制を構築します。さらに、「上下水道業務継続計画（風水害編）」の策定や火山対策などを検討します。
- (7) 施設の更新や耐震化等に対応するため、企業債の借入上限額の設定、補填財源残高の目標額の設定など、料金体系の見直しを含め、財源の確保ができる「財政計画」を策定し、健全経営を推進します。また、県水は引き続き受水費の軽減に努めます。
- (8) 料金の隔月請求による水道利用者の負担感の改善ニーズや電子マネーなど料金支払い方法が変化しつつあることから、他の事業者などの動向を注視するとともに、費用対効果を検証しながら、隔月検針による請求方法のあり方の検討や支払い方法の拡充を進め、サービス向上に努めます。さらに、上下水道事業モニターなどのほかに、新たな水道事業のPR方法を検討し、信頼性の確保に努めます。
- (9) 定年退職した職員の再任用や会計年度任用職員の制度を活用し、培ってきた経験や技術を経験の浅い職員へ技術継承を図るとともに、給排水工事の審査などの民間委託について、先進事業者体の事例等の情報収集を行い、検討します。

2 目指すまちの姿

市民共有の財産である豊富な地下水と、優れた先人が築いた歴史ある水道を誇りとし、市民に愛されている「秦野名水」を、適正な負担の下、市民生活に不可欠なライフラインとして水道の施設が適正に維持管理され、良質なサービスが安全・安心に提供されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	基幹管路の耐震化率
2	営業収支比率

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	水道水源確保へのさらなる取組み
2	管路・施設の予防保全型管理の推進
3	計画的な管路の更新整備と耐震化
4	計画的な施設の更新整備と耐震化
5	非常時に備えた施設や体制の充実
6	水道事業の経営の健全化

《基本施策 352》 安定した汚水処理と浸水対策のさらなる推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 昭和49年の都市計画決定以降、国費を投入し集中的に整備を進めてきた結果、令和元年度末の汚水処理人口普及率は97.4%になりました。なお、浄水管理センターから排出される汚泥について、乾燥施設を導入し、汚泥の約3分の2の乾燥処理による汚泥処分費用の負担軽減と、全量の再資源化に取り組んでいます。
- (2) 近年の都市化の進展により、雨水浸透の能力低下や局地的な大雨の発生など災害リスクが増大しています。特に浸水被害が発生していた大根・鶴巻地区は、重点的に「浸水対策事業計画」を策定し集中的に投資して整備をしてきました。
- (3) 管きょについては保守点検、管きょ内清掃等の維持管理を適正に行っています。また、施設についても、「ストックマネジメント計画」に基づく予防保全型の管理を適正に行っています。
- (4) 汚水管きょについては、まだ標準耐用年数を超えていないことから、重要な管きょや腐食環境下にある管きょを中心に調査・点検を行っています。また、施設については、設備台帳をデータベース化し、「ストックマネジメント計画」を策定して、設備の更新を行っています。
- (5) 重要な管きょ、その接続部及びマンホールの耐震化を計画的に進めています。また、施設については、防災拠点及び避難所等からの浄水管理センターまでのマンホールポンプ及び下水道基幹施設である浄水管理センターの耐震化を実施しています。
- (6) 災害時に備えて、「上下水道業務継続計画（地震編）」を策定し、旧水道局と組織統合したメリットを生かした災害体制の強化や他の事業者等からの応援などの相互支援体制の充実を図っています。
- (7) 平成28年度に下水道事業の地方公営企業法の全部適用を行い、4年間を使用料算定期間とする財政計画を策定し、使用料の見直しも含め、健全経営に努めています。また、上下水道料金の徴収業務等の包括委託により徴収率の向上や未収金の解消などを図っています。
- (8) 利用者のサービス向上と経費削減を目的として実施している窓口業務等の包括委託について、業務を拡大しながら、充実を図っています。また、上下水道モニター事業やエコスクールなどを実施し、下水道事業の情報発信力を高め、サービス向上に結びつくように取り組んでいます。
- (9) 近年の専門的知識を有する熟練職員の退職など、本市の下水道技術力の低下等への懸念に対して、職場内外の研修体制を強化するとともに、包括委託の委託範囲の拡大など事務の効率化に努めています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 市街化区域内に点在する未整備箇所と秦野駅南部土地区画整理事業区域内については、関係機関との調整や、整備への理解を得られるよう取り組み、令和12年度の完了を目指して整備を推進します。また、汚泥の再資源化やより経費の削減に取り組むとともに、下水道が有する資源の有効活用について研究します。
- (2) 近年の豪雨の状況を踏まえて、ハードとソフトの両面の対策を組み合わせた雨水排水の整備方針を策定し、民間の雨水調整施設などの活用も含めた総合的な浸水対策を推進します。

- (3) 管きょや施設について、これまでの事後保全型の維持管理から「ストックマネジメント計画」に基づくなどの予防保全型の維持管理に移行し、更新や耐震化と合わせた取組みを戦略的に推進します。また、施設の維持管理については、経費削減や国の交付金の確保に努めるとともに、県や周辺自治体と連携しながら広域化・共同化を検討します。
- (4) 今後、本格的な管きょの更新時期を迎えます。浄水管理センターなどの施設の更新と合わせて、「ストックマネジメント計画」と「財政計画」に基づき、費用の平準化を図って計画的かつ効率的に推進します。
- (5) 「下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な管きょを中心に耐震化を推進します。また、施設については、老朽化による更新に合わせて計画的に耐震化を推進します。
- (6) 災害時の長時間停電の対応として、非常用自家発電設備における燃料備蓄設備の設置や未設置施設の非常時対応法を検討します。また、「上下水道業務継続計画（風水害編）」の策定や火山対策、非常時の下水汚泥の搬出対応などを検討します。
- (7) 施設の更新や耐震化等に対応するため、企業債の借入上限額の設定、補填財源残高の目標額の設定など、使用料体系の見直しを含め、財源の確保ができる「財政計画」を策定し、健全経営を推進します。また、水洗化普及促進業務をより強化するため、地域の状況を踏まえて戦略的に訪問重点施設を定め、公共下水道の意義や排水設備の設置義務等について丁寧に説明することで普及促進を進め、安定した使用料収入の確保に努めます。
- (8) 料金の隔月請求による下水道使用者の負担感の改善ニーズや電子マネーなど料金支払い方法が変化しつつあることから、他の事業体などの動向を注視するとともに、費用対効果を検証しながら、隔月検針による請求方法のあり方の検討や支払い方法の拡充を進め、サービス向上に努めます。さらに、上下水道事業モニターなどのほかに、新たな下水道事業のPR方法を検討し、信頼性の確保に努めます。
- (9) 定年退職した職員の再任用や会計年度任用職員の制度を活用し、培ってきた経験や技術を経験の浅い職員へ技術継承を図るとともに、限られた人員で事業を継続するため効率的な外部委託等を検討します。

目指すまちの姿

市民共有の財産であり、市民に愛されている「秦野名水」の里において、公共下水道の目的と効果を市民が理解し、適正な負担の下、市民生活に不可欠なライフラインとして公共下水道の施設が適正に維持管理され、良質なサービスが安全・安心に提供されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	公共下水道の接続率
2	補てん財源残高

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	汚水処理区域の整備
2	下水汚泥の有効活用
3	効果的な浸水対策の推進
4	計画的な管きょの更新整備と耐震化
5	計画的な施設の更新整備と耐震化
6	非常時に備えた設備や体制の充実
7	水洗化の普及促進
8	公共下水道事業の経営の健全化

第4編 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり【にぎわい・活力】
 第1章 暮らしやすく活力ある都市機能の維持・充実【都市整備・交通】

《基本施策 411》 都市形成と基盤整備の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 都市機能の充実と円滑な道路交通の確保を図るため、都市計画道路等の主要な幹線道路の整備を行っています。
- (2) 秦野駅南口周辺では、良好な市街地を形成するために、今泉地区における土地区画整理事業を推進しています。
- (3) 高規格道路のネットワークを生かした新たな企業誘致を促進し、産業の活性化につながる土地利用の実現を目指しています。
- (4) 本格的な人口減少社会に対応するため「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市構造への転換が求められることから、コンパクトなまちづくりの指針となる「秦野市立地適正化計画」を策定しました。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 新東名高速道路の供用開始に伴い、スマートインターチェンジから市街地へのアクセス性を高めるとともに、周辺市道の安全性、利便性の向上を図ります。
- (2) 国道、県道については、引き続き整備促進の円滑化を図ります。
- (3) 秦野駅南口周辺においては、秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業を推進するとともに、事業未着手区域の整備手法の検討及び道路・公園等の基盤整備を進めます。
- (4) 西大竹地区及び戸川地区については、円滑な土地区画整理組合の設立に向けて、関係権利者間の合意形成に努めるとともに、関係機関との協議を踏まえた事業計画の検討を進めます。
- (5) 新東名高速道路の供用開始に伴い、飛躍的に向上する本市へのアクセス及び広域交通の利便性を生かした新たな都市的土地利用の検討を進めます。
- (6) 立地適正化計画に基づく適正な土地利用を誘導するとともに、官民連携によるまちづくりを推進します。

2 目指すまちの姿

- (1) 地域特性を生かした効率的かつ効果的な土地利用が図られているとともに、民間まちづくり団体による活動が活性化しています。
- (2) 土地区画整理事業等によって地域の環境と調和した産業系土地利用が実現するとともに、都市基盤整備が進み、市民生活の快適性、利便性が向上しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	秦野駅南部地区土地区画整理事業進捗状況

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	新東名周辺の道路整備事業
2	高規格幹線道路等の整備促進
3	秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業
4	新市街地ゾーンの土地利用検討（西大竹地区）
5	新市街地ゾーンの土地利用検討（戸川地区）
6	新たな都市的土地利用の検討
7	コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の推進

《基本施策 412》 快適な道路づくりと地域に愛される公園や緑地の創造

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 一般市道については、車のすれ違いが困難な狭い道路、バリアフリーの対応ができていない歩道等があることから、通行の安全性を確保するため、道路の拡幅や修繕、歩道の整備を行っています。
- (2) 高度経済成長期に集中的に整備された道路施設等の老朽化が進行していることから、道路利用者の安全・安心の確保のため、橋りょうの長寿命化・耐震化の整備計画に基づき、橋りょうの修繕、耐震化を行うとともに、計画的に道路の舗装打替えを行っています。
- (3) 道路及び公園緑地に植栽されている桜の定期診断を行い、倒木の危険性のある桜について伐採を実施しています。
- (4) 「秦野市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の修繕、更新を実施しています。
- (5) 道路や公園、緑地については、公園愛護会や里親制度（アダプトプログラム）により、地域に親しまれ愛される道路や公園として見守られており、市民との協働を基本に維持管理を進めています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 人口減少、少子・超高齢化社会の進行に伴い、コンパクトで利便性の高いまちづくりを目指し、安全で安心な生活環境を確保するために、暮らしに密着した道路や歩道の改善を進めます。
- (2) さらなる道路施設の老朽化の進行が懸念されることから、予防保全の観点で踏まえて道路点検を行い、引き続き、計画的な道路舗装の打替えや橋りょうの修繕、耐震化を進めます。
- (3) 本市の観光資源の一つである桜並木について、その魅力の発信と健全な生育を図るため、倒木、幹折れ、枝折れなどの危険性がある桜を早期に発見し、適切な処置を実施します。
- (4) 道路や公園、緑地については、計画的な維持管理を行うため、国の交付金を活用するなど財源の確保に努めるとともに、健康増進や憩いの場としての利用が促進され、多くの市民に愛される公園や緑地となるよう、市民との協働による維持管理に努めます。

2 目指すまちの姿

- (1) 子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる道路の改良や歩道の整備が進んでいます。
- (2) 公園や緑地が「憩い・ふれあい・遊び」の場として、多くの市民に利用され、市民との協働により管理されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	歩道設置の工事延長
2	公園美化ボランティア（公園里親制度）の団体数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	市道改良事業
2	狭あい道路整備事業
3	交通安全施設整備事業
4	道路施設の適正な維持管理
5	道路舗装の適正な維持管理
6	桜並木の適正な維持管理
7	公園及び緑地の適正な維持管理
8	道路・公園美化推進活動の支援

《基本施策 4 1 3》 地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・確保

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 不採算バス路線の廃止や減便による公共交通空白・不便地域の拡大を防ぐため、バス路線の維持及び乗合タクシーの運行に対する支援を行っています。
- (2) 市外へのアクセスには、鉄道や高速バスなどの広域交通が欠かせない交通手段となっているため、事業者への要望を行い、鉄道の停車本数増加や高速バスの誘致に努めています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 既存バス路線の確保・維持を第一に取り組んでいくとともに、バスではカバーできない、公共交通空白・不便地域への対応については、市民ニーズや地域の実情を把握したうえで、それぞれの地域に合った形で移動手段の確保に努めます。
- (2) バス運行事業者と市内路線網の再編についての協議・検討を行うとともに、誰もが安心して利用できる公共交通の環境整備のため、ノンステップバスの導入や不採算バス路線の維持に対する支援を実施します。
- (3) 鉄道や高速バスなどの広域交通についても、運行事業者との連携を図り、市外へのアクセスの利便性向上を目指します。

2 目指すまちの姿

- (1) 持続可能な公共交通ネットワークを確保・維持することで、市民の日常生活に必要な移動手段が確保されています。
- (2) 高齢者、子ども、障害者など、誰もが利用しやすい公共交通が整備されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	乗合タクシーの便数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	持続可能な乗合タクシー路線の確保
2	効率性・利便性の向上を目指したバス路線網の再構築
3	高速バス路線の拡充
4	小田急電鉄との連携強化

第2章 多くの人が訪れたいくなる観光の振興【観光振興】

《基本施策 4 2 1》 地域資源を生かした観光振興の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 都市近郊に位置し、交通至便の地にある本市は、丹沢表尾根に代表される豊かな自然、鶴巻温泉、「名水百選」の一つに数えられる湧水群など、観光資源に恵まれています。
- (2) 鶴巻温泉街再活性化構想に基づき、新源泉（つるまき千の湯）の活用に努めているほか、大山から鶴巻温泉駅を結ぶバスの本格運行を開始するなど、地元との協働により、新たな観光客の誘致に取り組んでいます。
- (3) 震生湖周辺を整備し、訪れる方が湖畔からの四季折々の風景や地質・歴史的な震災遺構などの魅力を楽しめる空間づくりに努めています。
- (4) 新東名高速道路の開通を本市発展の絶好の機会ととらえ、地域資源である表丹沢の魅力を最大限生かすため、東側のヤビツ峠から西側の秦野 I C（仮称）周辺で展開する農林業、観光、文化、歴史、スポーツなど、様々な分野の資源を結びつけた「表丹沢魅力づくり構想（仮称）」の策定に取り組んでいます。
- (5) 表丹沢野外活動センターについては、公衆浴場法の許可を取得し、キャンプ場宿泊者に風呂等を試行的に開放するなど、利用者数の拡大を図るための利便性向上に取り組んでいます。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 都市近郊にある立地条件を生かし、多くの日帰り観光客を誘客するため、重要な観光資源に付加価値を与えることで、秦野の魅力を上向きさせ、地域の特性に応じた活用を図る必要があります。また、県や近隣市町村と連携して、広域による観光資源の魅力向上と活用を図る必要があります。
- (2) 本市の観光スタイルを、表丹沢を中心とした山岳観光、野菜の掘り取りやフルーツの摘み取りなどの里山観光、温泉、公園、桜、湧水などの街中観光に分類し、スタイルごとにターゲットを絞った施策展開を図る必要があります。
- (3) 本市の観光資源を日本人にも外国人にも分かりやすく伝え、また、高齢者、障害者等を含めた、全ての観光客が快適に旅行を楽しめる環境づくりを図る必要があります。
- (4) 観光消費がもたらす経済波及効果を推計し、経年にわたってモニタリングすることで、地域経済の活性化に向けた施策へのフィードバックに活用します。
- (5) 表丹沢野外活動センターについては、間近に迫る新東名高速道路の開通に合わせ、県外からの来訪者も呼び込める、魅力ある施設となるよう、機能及び利便性の充実を図ります。

2 目指すまちの姿

充実した観光商品の提供により、観光客数が増加するとともに、滞在時間が延びることで、にぎわいが創出され、消費活動への結び付きから地域経済が活性化しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	年間観光客数
2	観光客の年間消費額

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	源泉や弘法山を活用した鶴巻温泉駅、秦野駅周辺のにぎわいづくり
2	水と緑にあふれた自然豊かな震生湖を活用した秦野駅周辺のにぎわいづくり
3	八重桜を特徴とした頭高山周辺を活用した渋沢駅周辺のにぎわいづくり
4	花のある観光地づくりの推進
5	ピークハントを目指さない新たな山岳ハイキングコースの整備
6	ヤビツレストハウス（仮称）を活用したヤビツ峠周辺の観光振興
7	表丹沢野外活動センターの機能及び利便性の充実と事業の拡大

《基本施策 4 2 2 》 協働と連携による観光振興の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 多様化する余暇活動や観光客のニーズを踏まえ、団塊の世代をはじめとする各層の誘客を図るため、ソフト面での新たな観光資源の創出が求められています。
- (2) 観光振興等に関する基本協定を締結している一般社団法人秦野市観光協会との連携により、観光案内宣伝の充実・強化、観光行事の充実などに努めています。
- (3) 新東名高速道路の開通による来訪者の増加が見込まれる中、市内への観光周遊を促すため、観光資源の情報を発信する「はだの旅～秦野ドライブマップ」を作成しました。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 観光協会、地域、企業等との連携を強化するとともに、新たなビジネスモデルの視点として高校生、大学生などの若年層を取り込み、観光宣伝、観光案内、誘客等をさらに推進する必要があります。
- (2) 自然環境への関心の高まり、健康志向、本物志向、体験・学習を伴う観光需要の高まりなどを受け、ソフト面での新たな観光資源を創出し、活用していく必要があります。
- (3) 新東名高速道路の開通に備え、観光資源の情報発信に取り組むとともに、今後増加が予想される外国人観光客に対応するため、パンフレット等の多言語化に取り組む必要があります。
- (4) 動画配信などSNSやWEB上での広報宣伝にも取り組み、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応する必要があります。
- (5) 中高年層や若い女性登山者を中心に登山への関心が高まる中、本市最大の観光資源である表丹沢への持続的な誘客を図るため、山の安全対策を強化する必要があります。

2 目指すまちの姿

観光関係団体、地域、企業に加え、高校生、大学生といった若年層など、より多くの方と協働・連携した観光振興策の推進により、市民力による観光地づくりの促進及び支援がされています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	観光ボランティアの人数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	観光協会との連携強化
2	表丹沢登山の安全対策強化

第3章 地域に根ざした活力ある工業の振興【工業振興】

《基本施策 431》 企業誘致と創造的な企業活動への支援の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 市内工業は、社会経済の影響や人手不足、働き方改革への対応といった様々な経営課題を抱えながらも、製造品出荷額において回復基調にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、経営へのマイナスの影響が大きくなっています。
- (2) 「企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例」に基づき、企業の新規立地の促進及び市内既存企業の施設再整備への支援による市外への流出防止を図っています。
- (3) 中小企業の金融・人材育成への支援を行うとともに、新製品、新技術の研究開発、関係機関との連携による経営革新の促進、起業家支援を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 新東名高速道路の供用開始を見据え、西大竹地区及び戸川地区の土地区画整理事業用地への企業誘致の促進を図るとともに、既存企業の施設再整備を支援します。
- (2) 中小企業の生産性向上に向けた設備投資への金融支援や、経営力や技術力の強化に対する人材育成の支援を行うとともに、産学公の人的・技術的連携による新製品、新技術の研究開発にチャレンジしやすい環境づくりを促進します。
- (3) 県、商工会議所等関係機関と連携した経営改善や、創業・起業を支援するとともに、適切な情報提供に努め、安定的な事業継続を支援します。

2 目指すまちな姿

活力ある工業の持続的な発展により、地域経済が活性化しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	工業統計調査における、従業員4人以上の事業所の1年間の製造品出荷額等

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	企業誘致及び企業の施設再整備への支援
2	中小企業の経営安定、向上に向けた金融支援
3	中小企業の経営力・技術力強化に係る人材育成への支援
4	中小企業の受発注取引機会の促進
5	新技術、新製品の研究開発の促進
6	中小企業の経営革新の促進と創業支援

《基本施策 432》 雇用、就労への支援の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が顕在化している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の求人が減少しており、雇用に与える影響を注視する状況にあります。
- (2) ふるさとハローワークや公共職業安定所と連携して、職業相談や職業紹介を行うとともに、求職者就職支援カウンセリングを実施しています。
- (3) かながわ労働センターと連携し、労働関係法令、制度等の周知を図るため、労働講座や労働相談会を開催しています。
- (4) 市内の大学、高校と企業との連携による市内企業への就職を促進しています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 国、県等の関係機関と連携し、雇用の創出に努めるとともに、女性、若年者、中高年者、障害者、外国人といった多様な人材の就労を支援します。
- (2) 中小企業の「働き方改革」の取り組みを支援するため、国、県等の関係機関と連携し、関係法令や制度等の労働講座を開催し、労働環境の充実を図ります。
- (3) 県立西部総合職業技術校の運営等への市内企業の参画や、市内の大学、高校と企業との連携による市内企業への就職を促進します。

2 目指すまちの姿

多様な人材が活躍できる安定した雇用、就業機会が確保されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	ふるさとハローワークにおける就職率

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	求職者の就職支援及び就業機会の確保
2	多様な人材の就労支援及び雇用促進
3	福利厚生事業への支援
4	「働き方改革」による労働環境の充実
5	県等関係機関との連携による地域雇用の創出

第4章 魅力とにぎわいのある商業の振興【商業振興】

《基本施策 4 4 1》 意欲もてる商業経営への支援の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 市内の卸売業・小売業の事業所数は減少傾向にあり、経営者の高齢化などの問題が見受けられます。これに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な景気の悪化や個人消費の減少など、本市の商業は厳しい状況にあります。
- (2) 個店の魅力を発信する機会として、店主等から専門技術や知識を学ぶための講座を実施しています。
- (3) 市民が自慢できる秦野ならではの商品やサービスを、はだのブランド認証品「みっけもん秦野」に認証し、地域ブランドを活用した地域消費の促進と継続的発展に役立てています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 新たな顧客獲得機会の創出に向け、個店の自助努力を促すとともに、商業者と消費者の接点づくりによる地域消費の拡大に努めます。
- (2) 意欲のある事業者や若手事業者等による、商店街の枠にとられない活動を支援し、地域経済の活性化を図ります。
- (3) はだのブランド認証品「みっけもん秦野」を活用し、本市の魅力をPRしながら販路の拡大を図るとともに、市外からの来訪者が市内でより多くの消費活動を行う仕掛けづくりを行い、地域経済を継続的に循環する仕組みへ発展させていきます。

2 目指すまちな姿

- (1) 大型店にはない専門性やコミュニケーションなどの個性を持った魅力ある個店が増え、まち全体が活気に満ちています。
- (2) 市民が自慢できる商品やサービスが増え、活発に事業活動を営む事業者が他の事業者をけん引することで、熱心に事業に取り組む事業者が増加しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	商人魂お役立て講座開催数
2	はだのブランド認証品「みっけもん秦野」への認証申請数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域資源を活用した地域ブランド育成の推進
2	個店の魅力発信の充実
3	経営相談への支援
4	経営者人材育成の促進

《基本施策 4 4 2》 人にやさしくにぎわいのある商店街づくりへの支援の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) インターネットショッピングの普及など、消費者のライフスタイルの変化に伴い、買い物環境は大きく変化しています。また、商店街の空き店舗による空洞化といった問題が見受けられます。
- (2) 商店街における魅力ある店舗づくりを促進するため、令和元年度に商店街店舗魅力アップ事業補助金を創設し、支援しています。
- (3) 商店街区域内の空き店舗を活用して開業した方に、改装費等の補助をするとともに、中小企業診断士による経営診断を実施することで、事業継続のための支援をしています。
- (4) 商店街が実施する販売促進事業への支援を行うとともに、事業の見直し等を行う商店街に対してアドバイザーを派遣するほか、街路灯等の商店街施設の整備、維持について支援しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 商店街における既存商店の魅力向上や新たな店舗の出店支援などにより、地域特性を生かした商店街の活性化を図ります。
- (2) 商店街が実施する特色ある販売促進事業を支援し、商店街のにぎわいの創造、活性化を図ります。
- (3) 魅力ある商店街づくりのため、商店街と福祉サービス提供事業者等との連携を支援し、商店街の活性化、地域コミュニティの担い手としての価値向上を図ります。

2 目指すまちの姿

- (1) 魅力ある商店や新たに創業する商業者が増え、4 駅周辺の地域特性を生かした商店街づくりが促進されています。
- (2) 商店や商店街が地域コミュニティの担い手として、人と人、地域をつなぐ役割を果たしています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	空き店舗補助金制度を活用した創業者数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	商店街における魅力ある個店の創業支援
2	にぎわいにつながる商店会活動への支援
3	4 駅周辺の特色ある商業環境の形成
4	魅力ある商店街づくりのための環境整備支援

第5章 良質な住環境の創出【住環境】

《基本施策 451》 法令等に基づく適切な指導による快適な住環境等の創出

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

安全で良好な住環境等を創出するため、開発行為、建築行為及び土地の埋立てや屋外広告物の設置等に対して、関係法令等に基づく指導・誘導を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) より質の高い住環境の創出に向け、法令等に基づく適切な指導、誘導を行います。
- (2) 大規模地震等の激甚災害の発生に伴う、法令等の改正に適宜対応するとともに、より安全性の高い土地利用に向けた指導、誘導を行います。
- (3) 定期的なパトロール等により、安全で良好な住環境等の維持に努めます。

2 目指すまちの姿

関係法令等に基づく適切な指導が行われるとともに、市民・事業者・行政の協働により安全で良好な住環境等の創出と保全がされています。

3 目標設定（検討中）

指標名
—

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	法令等による安全で良好な住環境等の創出
2	市民、事業者との協働によるまちづくりの推進

《基本施策 452》 住宅施策の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 平成25年に上地区の地域資源を生かした、さと地共生住宅許可制度を創設し、既存コミュニティの維持存続を図っています。
- (2) 老朽化した木造戸建市営住宅の集約を進めています。
- (3) 少子高齢化による人口減少を抑制するため、民間賃貸住宅を取得し、定住化促進住宅として活用しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 市外からの子育て世代の移住を促進するため、総合的な住宅施策を検討します。
- (2) 豊かな自然と共生した良質な住環境の創出のため、さと地共生住宅許可制度の普及促進に取り組みます。
- (3) 市営住宅長寿命化計画を策定し、建物の適切な維持管理を図るとともに、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者向け住戸への改修を検討します。
- (4) 人口減少、少子・超高齢社会の進行を踏まえて、将来の市営住宅のあり方を検討するとともに、民間賃貸住宅を活用した借上型市営住宅の運営などを検討します。

2 目指すまちの姿

- (1) 既存の市営住宅の集約等により、市民の財産でもある公有地が有効活用されるとともに、入居者の居住環境が向上しています。
- (2) 里地里山の豊かな自然と共生した住環境が創出され、スローライフを満喫できています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	移住世帯数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	さと地共生住宅開発許可制度の推進

《基本施策 453》 空家等の適正管理と活用

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 本市の空家の現状を把握し、実態に即した対策を講じていくため、実態把握調査を実施し、その結果を踏まえ、対策の指針となる「秦野市空家等対策計画」の策定を進めています。
- (2) 近隣の生活環境に悪影響を与えている空家が増加しているため、所有者へ適正な管理を促していますが、改善されないケースが多いことから、「秦野市空家等の適正管理に関する条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めています。
- (3) 令和2年度に「空家バンク」を開設し、空家の市場流通を促進しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 空家所有者への支援策など管理不全空家対策について重点的に取り組む必要があります。
- (2) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「秦野市空家等の適正管理に関する条例（仮称）」に基づく適切な措置を進め、空家の適正管理を推進します。
- (3) 管理不全空家の減少を図るためには、使用可能な状態のうちに活用を促すことが重要であることから、使用可能な空家については、不動産関係団体等と連携し、市場への流通を促進します。

2 目指すまちの姿

空家の適正な管理や活用が進み、安心して住み続けられる住環境が保たれています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	管理不全空家の状態が改善された割合

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	管理不全空家対策の強化
2	空家活用の促進

【第5編】市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり【市民と行政のパートナーシップ】

第1章 協働による地域運営の推進【地域運営】

《基本施策511》 多様な担い手による協働の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 社会環境や価値観の変化により、公共サービスに対する住民ニーズは、高度化、多様化しており、従来の行政スタイルでは対応が困難な状況となっています。その中で、地域で主体性を持って公共の活動を担っている自治会、まちづくり委員会、NPO法人、市民活動団体、県人会等に対し支援を行っています。また、近年では行政と民間企業と連携して地域課題の解決に取り組む包括的な連携協定が増えています。
- (2) 地元の大学が有する豊富な人材や知的財産は、まちづくりの重要な要素であり、人的交流や施設の相互利用などの提携事業に取り組んでいます。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 地域の各種団体では、担い手不足等の課題を抱えていることから、組織の機能が維持できるよう、加入促進を含めた方策などによる支援に努めます。
- (2) 提携事業を推進する中で地域課題を共通のテーマに、市と大学双方が、施策の解決・改善や教育活動に生かせる新たな仕組みづくりを進めます。また、中・長期的視野に立った連携テーマの設定や、事業内容を相互に提案する制度、実施事業の評価を行う仕組みづくりなど、より実効性の高い連携を進めます。

2 目指すまちの姿

- (1) 自治会や各地区まちづくり委員会、NPO法人、市民活動団体、県人会、民間企業等が、市との協働による公共サービスを提供することにより、多様な地域のニーズに迅速・柔軟に対応でき、市民力、地域力を生かした豊かなまちとなっています。
- (2) 新たな提携事業の取組みにより、市と大学双方にとって持続可能で魅力ある関係が維持・構築されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	市内で活動する認証NPO法人数
2	自治会の法人化数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域コミュニティ組織・事業への支援
2	自治会館等施設への支援
3	自治会組織の設立及び法人化の促進
4	地域コミュニティ活性化の促進
5	協働事業の推進
6	市民活動団体等への支援
7	大学と連携した地域課題への取組み

《基本施策512》 広報・広聴活動の充実とシティプロモーションの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 市民との情報の共有化を図るため、分かりやすく親しみやすい広報紙の編集に努め、効果的に市政情報を発信するとともに、新聞未購読世帯に対する戸別配布やスマートフォンアプリによる配信など、多くの方に広報紙を読んでもらうための取組みを進めています。
- (2) 新聞やラジオ、市ホームページなどによる情報発信の充実を図るとともに、ツイッターやYouTubeの運用を開始するなど、多様な媒体を活用し、タイムリーかつ効果的な情報発信に努めています。また、本市の誇る地域資源や「はだのふるさと大使」などを活用し、本市の魅力の発信や知名度の向上に努めています。
- (3) パブリックコメントや地区別市政懇談会、Webアンケートなど、市民の市政に対する意見や要望を的確に把握し、市政へ反映させる取組みの充実に努めています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) より分かりやすく、親しみやすい広報紙の発行に努めるとともに、対象や目的に応じた各種メディアの効果的な活用とパブリシティの充実を図り、市政情報等を広く発信します。
特に、即時性や容量、双方向性等に優れたインターネット媒体（ホームページやSNS等）が急速に浸透していることから、誰もが簡単に市政情報等を入手できるよう、時代にあった情報発信体制の充実に努めます。
- (2) 市内外に秦野の魅力を効果的に発信するとともに、市民や企業、団体などと連携したシティプロモーションを推進することで、対外的な都市イメージの向上とシビックプライドの醸成を図ります。
- (3) 地区別市政懇談会や各種アンケート等のほか、世代や組織・団体等にとらわれない、幅広い多様な意見を取り入れることができる広聴手法の充実に努め、市民の多様な意見や要望を的確に把握し、市政へ反映します。

2 目指すまちの姿

- (1) 広報・広聴活動の充実により、市民と市が、市政の情報や課題を共有しながら相互に理解を深め、知恵と力を出し合う協働のまちづくりに積極的に取り組んでいます。
- (2) 都市イメージの向上により、本市に興味を持ち調べる人、魅力を感じて転入する人や訪れる人が増えています。また、市民がまちに愛着と誇りを感じ、住み続けたいと思う人が増えています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	市ホームページの年間アクセス件数

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	広報活動の充実
2	シティプロモーションの推進
3	広聴活動の充実

《基本施策513》 多様性を認め合う社会づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 人権尊重の社会づくりを目的として、学校や地域及び職場において、市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちが生まれるよう、各種講演会の開催や啓発活動の実施等の事業を展開しています。
- (2) 全ての人が暮らしやすく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、庁内の推進体制を整備するとともに、市民団体と連携し啓発活動を行っています。
- (3) 日常生活での困り事等に対応する外国籍市民相談を実施するとともに、日本語指導などを行う暮らしの教室や、市民と外国籍市民との交流事業などにより、地域の国際化を推進しています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 各種講演会の開催やホームページの活用、県内唯一の隣保館である「ほうらい会館」での自主事業の開催等により、人権啓発に努めるとともに、人権相談窓口の周知を図り相談につなげていきます。
- (2) 男女共同参画社会の意識の浸透には継続的な取り組みが必要であるため、今後も情報発信、学習機会の提供に取り組みます。
- (3) 外国籍市民の相談状況に応じ、体制強化等について検討するとともに、情報提供の充実や市民との交流を促進し、多文化共生に取り組みます。

2 目指すまちの姿

- (1) 市民一人ひとりの人権意識が高まり、差別や偏見のない、明るく住みよい社会が構築されています。
- (2) 性別、性的指向、年齢や国籍等に関わらず多様な個人が尊重され、誰もが自らの意思であらゆる分野の活動に参画し、自分らしく活躍できる地域社会が形成されています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	審議会等における女性委員の登用率
2	国際理解事業等の参加者数

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	人権啓発活動の推進及び相談等の実施
2	男女共同参画社会の推進
3	ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止及び被害者に対する支援
4	外国籍市民相談窓口の充実
5	地域の国際化の推進

第2章 市民に信頼される持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

《基本施策521》 公平・公正で活気あふれる開かれた市役所づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

人口減少時代への突入、管理職の大量退職など職員構成の変動、市民ニーズの一層の高度化、多様化している現状を踏まえ、職場環境、人事評価、人事管理、採用、人材育成など各分野における施策を戦略的に体系づけて職員づくりに取り組んでいます。

《今後の課題や取り組みの方向》

職員の健康を守るとともに、仕事に対するモチベーションを向上させるため、長時間労働の是正やワークライフバランス、ハラスメント防止などの取り組みを強化し、子育てする職員や女性職員、障害を持つ職員など誰もが働きやすく、活躍できる職場づくりを進める必要があります。

そのため、限られた職員と時間の中で効率的な業務運営ができるよう働き方の見直しや職員の意識改革、能力や実績を適正に評価する人事評価制度の推進などの取り組みを強化していきます。

2 目指すまちの姿

市民の期待に応え、信頼される職員が市民と共に暮らしよいまちづくりに取り組んでいます。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	仕事に対する意欲、意識が入庁時より高くなったと回答する職員の割合

4 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	意欲の高い人材の確保と誰もが活躍できる職場づくりの推進
2	心身共に健康に働くことのできる環境づくりの推進
3	意識改革や感性を磨く人材育成の場づくり

《基本施策522》 適正かつ持続可能な行政経営の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 「第3次はだの行革推進プラン実行計画」では62の改革項目を掲げ、平成28年度から令和2年度までの5年間で約16.5億円の効果額を見込んで取組みを進めており、毎年、行財政調査会による外部評価を実施しています。
- (2) 平成23年度に策定した「秦野市公共施設再配置計画」に基づき、なでしこ会館及びひばりが丘児童館等の廃止、すずはり荘及び沼代児童館の地域への移譲等により、令和元年度末時点において床面積を2,609㎡削減し、約17億1,569万円の効果額となっています。
- (3) 「公共施設保全計画（仮称）」の策定に向けて、コンクリート劣化度調査の実施、構造体の耐用年数の算定等の基礎情報の整理を行いました。また、計画策定とその運用を支援するシステムを導入し、公共施設の維持管理情報を一元管理する環境を整えています。
- (4) 財務会計をはじめとする内部事務システムについて、機能的な制限が多いホストコンピュータから、標準的で高機能なオープンシステムへ移行し、職員の事務効率向上に努めました。また、電子申請システム及び施設予約システムについては、対象手続き及び対象施設を拡充し、各種手続きの簡素化に努めました。
- (5) 公正で競争性、透明性、公平性が確保された適正な入札・契約制度を構築するため、社会経済情勢の変動に合わせた制度の見直しに努めています。
- (6) 多くの市民が集う市役所庁舎の安全性を確保するため、昭和44年に建設された本庁舎の耐震化を図るとともに、教育庁舎の供用開始により庁舎機能の充実を図りました。
- (7) 行政文書の適正管理を推進するため、職員に対する研修や説明会を実施するとともに、管理状況の点検を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 人口減少やさらなる高齢化を前提とした持続可能な行財政運営を進めるため、ICTを活用したスマート自治体の実現や、様々な変化に柔軟に対応でき市民に信頼される職員の育成、負担と給付の適正化など、継続して行財政改革に取り組む必要があります。
- (2) 公共施設再配置計画については、目標達成が厳しい第1期基本計画の状況を踏まえ、第2期基本計画前期実行プランにおける削減目標を達成するため、耐用年数に到達した施設の廃止を進めるとともに、小中学校の一体化及び周辺施設との複合化について、市民理解を得ながら準備を進めていく必要があります。
- (3) 厳しい財政状況の中で計画的な維持補修を実施するために、公共施設の集約化を見据えながら、事業費の平準化や財政負担の軽減を図ります。
- (4) 内部事務システムの更新に合わせ、文書管理システムの導入及び電子決裁機能の追加について準備を進め、事務の効率向上及び適正化を図ります。また、RPA等の新たなICTを活用し、限られた職員数で効率的に事務処理を行うスマート自治体への転換を図ります。
- (5) 市発注工事について、債務負担行為や繰越明許を活用した施工時期の平準化を進めるとともに、迅速性が求められる災害復旧に対応した発注方法を検討します。また、総合評価方式については、地域貢献や災害対応、施工能力などの評価項目を引き続き見直していくとともに、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案を求める技術力審査を新たに加えた「標準型」の試行について検討します。
- (6) 新たな事務や制度の見直しに伴う保存文書の増加及び保存スペース不足に対応するため、保存文書の発生及び増加の抑制を図る必要があります。
- (7) 駅周辺等に位置する市所有の低・未利用地については、民間活力を阻害しないことに配慮しつつ、まちのにぎわい創造等に資する活用を図っていく必要があります。

2 目指すまちの姿

人口減少や超高齢化を前提とした「縮充社会」を実現し、情報通信技術の積極的な活用などにより持続可能な行財政運営が進められています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	新たな行革推進プランの達成状況
2	再配置計画の削減効果額（累計）
3	I C Tの活用により削減された職員の事務作業時間

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	行政サービス改革方針（仮称）の推進
2	公共施設再配置計画に基づく集約化等の推進
3	指定管理者制度等の導入
4	公共施設の利用者負担の適正化等の推進
5	公共施設保全計画（仮称）の推進
6	I C Tを活用した行政運営効率化の推進
7	各種手続きのデジタル化の推進
8	地域力を育む適正な入札及び契約の推進
9	庁舎環境の整備
10	行政文書の適正管理の推進

《基本施策523》 健全で着実な財政運営の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

(1) 本市の財政状況は、人口減少による税収の伸び悩みと少子・超高齢社会の進行により社会保障費が増加し続けていることで、慢性的な財源不足が続いていますが、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するため、財政調整基金の取崩しや赤字市債である臨時財政対策債を発行しなければならない非常に厳しい状況です。

そのため、財政推計の歳入及び歳出を基準とした計画的な財政運営や予算編成、適正な実質収支の確保、市債対象事業の峻別などに取り組んでいます。

- (2) 納税催告や相談窓口による対応などにより、市税や税外収入の未収金解消に努めています。
- (3) 固定資産税の課税対象となる土地、家屋及び償却資産のうち、所有者からの申告に基づき課税する償却資産については、税務署調査の実施等、課税客体の把握を積極的に推進しています。
- (4) 納税義務者の利便性向上を図るため、口座振替の促進やコンビニ収納の実施に加え、令和元年10月に地方税共通納税サービスによる電子納税を導入するとともに、令和2年4月にはスマートフォンアプリによる市税等の収納サービスを開始しました。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 人口減少や少子・超高齢社会の進行と新型コロナウイルス感染症の影響により経済が縮小し、税収減と社会保障費の増によりこれまで以上の財源不足が見込まれることから、自主財源の確保に最大限努め、ICTなどを活用した行政改革やサービスの見直し、公共施設再配置計画の着実な推進により、健全で持続可能な財政運営に取り組めます。
- (2) 急激な社会情勢の変化に備え、財政調整基金の適正残高を確保するとともに、将来世代に過度な負担を残さないよう、中長期的な財政見通しのもと、適切な市債の借入れを行います。
- (3) 市税や税外収入の未収金解消については、これまでの取組みをさらに推進するとともに、効率的な徴収手法の検討を進め、納税につながる環境づくりを推進します。
- (4) 償却資産の調査については、実地調査も視野に入れながら資産や取得価格の特定を行い、公平な課税を目指します。
- (5) 地方税法改正の動きを注視し、地方税共通納税サービスの対象税目拡大を検討するとともに、納税者のさらなる利便性向上のため、収納チャンネルの多様化について費用対効果を考慮しながら検討を進めます。

2 目指すまちの姿

戦略的な事業の創造・縮充により、持続可能な財政運営が図られ、質の高い安定した行政サービスを提供しています。

3 目標設定（検討中）

No.	指標名
1	実質収支比率と財政調整基金残高比率
2	市税の徴収率

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	財政推計に基づく計画的な財政運営
2	適正な実質収支及び財政調整基金残高の確保
3	適切な市債の借入れ
4	納税につなげる環境づくりの推進
5	償却資産調査の強化
6	納付環境の拡充

《基本施策524》 他自治体との広域連携・協力の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 住民の日常生活圏の拡大、ニーズの高度化、多様化に適切かつ的確に対応するため、近隣自治体との広域の行政課題に対する協議、公共施設の相互利用の推進、共同による事務処理を進めています。
- (2) 近隣自治体と連携して、相互の観光資源を活用・PRすることにより、圏域外からの誘客に努めています。
- (3) 消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を図るため、総務省消防庁の「市町村の消防の連携・協力の基本方針」を受け、平成30年11月から、秦野市及び伊勢原市による消防指令業務の共同運用に向けて検討を進めています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 国道246号バイパス（厚木秦野道路）事業予定地周辺の広域道路網や土地利用のあり方を沿線自治体とまとめ、バイパスの建設促進、未事業化区間の早期事業化を促進するとともに、沿線自治体の地域活性化や持続可能なまちづくりにつなげます。
- (2) 新東名高速道路の開通を契機とするなど、広域連携による観光資源の効果的な周知に努め、観光客や圏域住民等の交流人口の増加及び周遊を促進させ、観光振興につなげます。
また、様々な施策と連携することにより、関係人口の増加や、移住定住につながる取組みを推進します。
- (3) 秦野市・伊勢原市消防指令業務の共同運用は、消防力の効率的な運用による市民サービスの向上や、費用対効果が見込まれるため、令和7年4月からの運用開始に向けた整備に取り組みます。

2 目指すまちの姿

他自治体との積極的な連携・協力により、広域化する行政需要に対応し、効率的かつ効果的な行政サービスを行っているとともに、魅力ある観光資源が広域的にネットワーク化されています。

3 目標設定（検討中）

指標名
—

4 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	積極的な広域連携・協力体制の推進
2	広域連携による誘客の推進
3	秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用

第4 地域まちづくり計画

1 計画の位置付け・役割

本市の将来都市像の実現を図り、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針となる地域まちづくり計画を定めます。

2 計画の意義等

(1) 地域づくりの指針

まちづくりの推進には、まちづくりの主体となる地域住民が地域の特性や課題を把握し、まちづくりの必要性を認識するとともに、地域のまちづくりに対する考え方や方針を行政と共有することが大切です。また、地域まちづくり計画は、市民一人ひとりがまちづくりの構成員としての認識に立ち、自助、共助の立場から、地域に根ざしたまちづくりに参加し実践していくための指針となるものです。

(2) 協働による地域づくり

この地域まちづくり計画は、地区まちづくり委員会を中心とした市内8地区の地域まちづくり計画策定会議により検討、提案された計画案です。

今後、この計画案を基に、地域の個性を踏まえつつ、市全体としての調和も考慮しながら作成し、地域と行政が共に目指す地域（まち）の姿に向かって持続的に行動し、地域が活性化することにより本市のまちづくりの発展につなげていきたいと考えています。

3 地域区分と主な内容

(1) 地域区分

それぞれの地域まちづくりの課題等に対応するため、自然や歴史、文化等の視点から、市内8地区（本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上）ごとに定めます。

(2) 構成・内容

ア 現状と課題

イ 目指す地域（まち）の姿

ウ 地域づくりの基本目標

エ 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み、地域と行政との協働の取組み、**行政の取組み**）

オ 地域版リーディングプロジェクト

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。



4 地区別地域まちづくり計画

(1) 本町地区

1 現状と課題

- (1) 県道705号（秦野駅前通り）沿い及び本町四ツ角周辺は、中心商業地としての活力が失われ、商店街の活性化や駅周辺での若者の居場所づくりが課題となっていますが、本町地区のまちの活性化に向け、NPO法人が設立されるなど、市民主体によるまちづくりが進められています。
- (2) 地域イベント、自治会活動などへの市民参加が減少しつつあります。一方、秦野曾屋高校が立地していることから、高校と連携した地域活動や交流イベントの実施が期待されます。また、外国籍市民が増えており、多文化共生の取り組みが必要です。
- (3) 高齢化が進んでいるため、高齢者の生活を地域ぐるみで支援していくことが必要です。また、少子化が進んでおり、地域で子育てを支援することが求められています。
- (4) 見通しが悪い道路や歩道がない道路が多く、安全確保の対策を進める必要があります。また、交通渋滞対策も求められています。
- (5) 災害時の安全な避難方法を検討する必要があります。さらに、近年、異常気象による水害対策への関心が高まっています。
- (6) 古くからの中心市街地としての歴史があり、地元ボランティア団体によってPR活動が開かれている曾屋水道（国登録記念物）や、多数の国登録文化財が立地しています。また、葛葉川、水無川、弘法山などに囲まれ、自然環境が豊かです。これらの魅力をより高めていくことが、愛着の持てる住みよいまちづくりにつながります。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
活力とふれあいに満ちた、きれいで安全な暮らしよいまち
- (2) 基本理念
コミュニティ活動が活発で高齢者から子どもたちに伝統文化が受け継がれるなど、世代間の交流が盛んなふれあいの心を大切にしたいまちを目指します。

3 地域づくりの基本目標

- (1) にぎわいづくりによる活気あふれるまち
- (2) 地域活動や多世代交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち
- (3) みんなで子どもや高齢者、障害者を支えるまち
- (4) 子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち
- (5) 安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち
- (6) 豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち

4 主な取り組み・すすめる活動（地域主体の取り組み・地域と行政との協働の取り組み）

- (1) にぎわいづくりによる活気あふれるまち
 - ・ 県道 705 号沿い（秦野駅前通り）及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加促進
 - ・ 地域の活動拠点の検討
 - ・ 駅周辺の若者の居場所づくり
- (2) 地域活動や多世代交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち
 - ・ 自治会への加入促進
 - ・ 地域での多文化共生の取り組み
 - ・ 末広ふれあいセンター及び自治会館を拠点とした世代間交流の促進
 - ・ 地域と秦野曾屋高校の連携強化

- (3) みんなで子どもや高齢者を支えるまち
 - ・高齢者の健康・いきがづくり
 - ・単身高齢者の支援
 - ・地域での子どもの見守り、居場所づくり
- (4) 子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち
 - ・交通安全対策
- (5) 安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち
 - ・防犯・防災意識の向上
 - ・高齢者がスムーズに避難できるしくみづくり
- (6) 豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち
 - ・伝統行事や郷土の歴史の継承
 - ・環境美化活動の推進

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
地域と秦野曾屋高校との連携強化
- (2) プロジェクトの内容
 - ・自治会館等を利用した部活動発表会の開催
 - ・地域イベント（お祭り）への参加やボランティア活動（清掃活動等）の共同実施
 - ・ピースキャンドルナイトなど市のイベントを通じた地域と高校生との交流
 - ・学校イベント（文化祭、SOYAターキーフェスタ）への協力

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(2) 南地区**1 現状と課題**

- (1) 幅員の狭い道路が多いため、子どもの登下校時など交通安全対策が必要です。
また、交通渋滞対策や、防犯のための活動も引き続き求められます。
- (2) 地域高齢者支援センターの取組みを高齢者の方々に周知し、活用を促すことが必要です。
また、一人暮らしの高齢者支援のため、情報の共有をはじめとする様々な取組みが求められています。
- (3) 南地区は、子どもの数が市内の他の地区と比べて多いことから、地域全体で子どもの健全育成を図るため、子ども会活動などの取組みを進めていく必要があります。
また、子どもたちの見守り体制の強化のため、学校と地域との交流がより必要です。
- (4) 秦野駅周辺に商業施設が少なく、学生等が集まれる場所が少なくなっています。
地区内には「はだの桜みち」をはじめとして、カルチャーパーク、震生湖公園、今泉名水桜公園など、桜のスポットが多くあり、人を呼び込める貴重な資源となっています。
また、震生湖誕生100周年を控え、その豊かな自然景観を生かした、さらなる魅力の向上が求められています。
- (5) 自治会加入率の低下が進み、自治会による様々な地域活動の継続が困難になりつつあります。地区内には上智大学短期大学部、秦野総合高校が立地しており、学生・生徒が地域の人々との交流を通じ、地域活動の担い手となることが期待されています。

2 目指す地域（まち）の姿

豊かな水と緑に囲まれ、素晴らしい環境で誰もが住んでみたいと思うまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 交通安全、防犯、防災対策による安全で安心して暮らせるまち
- (2) ふれあいやいたわりによる、生きがいを持って暮らせるまち
- (3) 安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに成長できるまち
- (4) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活力に満ちたまち
- (5) 地区にかかわる様々な人々が交流するあたたかいまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 交通安全、防犯、防災対策による安全で安心して暮らせるまち
 - ・防犯パトロールの強化
 - ・住民の防災意識の向上、地域の防災体制の強化
 - ・登下校時の安全確保に向けた取組み
- (2) ふれあいやいたわりによる、生きがいを持って暮らせるまち
 - ・声かけや見守り等による高齢者をひとりにしない環境づくり
 - ・スポーツを通して健康増進を図る機会や場の充実
 - ・地域高齢者支援センターの活用
 - ・高齢者等に関する情報の共有
- (3) 安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに成長できるまち
 - ・各種団体の連携による農業体験、自然体験等の親子ふれあい活動の充実
 - ・子どもの見守り・思い出づくり等のための自治会による活動支援
 - ・自治会と学校との連携
- (4) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活力に満ちたまち
 - ・湧水地の保全によるドジョウ、ヤゴ等が生息する水辺空間づくり
 - ・秦野駅南口のロータリーやせせらぎの清掃、美化活動の強化
 - ・はだの桜みちの地域ブランド化
 - ・震生湖の魅力向上に向けた取組み

- (5) 地区にかかわる様々な人々が交流するあたたかいまち
- ・自治会活動活性化への取組み
 - ・地域の活動拠点の検討
 - ・上智大学短期大学部との交流
 - ・秦野総合高校との交流

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
桜を生かした、地域の活性化
- (2) プロジェクトの内容
- ・はだの桜みちの地域ブランド化
 - ・桜に対する地域住民等への意識付け
 - ・地区内の桜を回遊できるための工夫

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(3) 東地区

1 現状と課題

- (1) 農産物の直売所やそば処を備える田原ふるさと公園のほか、「実朝まつり」が開催される中丸広場は、市内外から訪れる人々に東地区の魅力を発信するにぎわいの拠点となっています。また、令和2年度には、ヤビツ峠にヤビツレストハウス（仮称）が整備されるなど、地区内でのさらなる集客が期待できます。地区のにぎわい向上を目指すため、市と地域の連携による各拠点の魅力を再発見・再構築が求められています。
- (2) 東小学校周辺には、地域生活の中心となる施設があります。こうした生活を支える各施設を維持・充実させるとともに、子育て環境の充実や、多世代が生活しやすい環境が求められています。
- (3) 地区の大半が山間部である東地区は坂が多く、店舗も地域により偏りがあるため、高齢化に伴い、買い物困難者が増加することが懸念されます。また、災害時には蕨毛地区が孤立する可能性があり、防災面・交通面での対策の強化が求められています。
- (4) 東地区には、丹沢から続く森林や農地、金目川や葛葉川などを背景とした豊かな自然が広がっており、その保全と有効活用が求められています。一方、里山林の荒廃を背景に発生している農地等での鳥獣被害防止のため、その防除策や鳥獣の住みかである里山の保全活動も求められています。
- (5) 豊かな自然環境に加え、東地区には中丸遺跡、波多野城址、源実朝公御首塚、大日堂等の歴史的・文化的遺産が多数点在しており、ウォーキングマップの整備など、その有効活用と情報発信が求められています。
- (6) 東地区は、人口に比べて自治会の数が多く、自治会運営のための役員の負担が大きくなっています。さらに、少子高齢化による自治会、子ども会の加入率の低下、加えて、コミュニティ活動の担い手不足により、地域のつながりが希薄となることが懸念されています。適切な組織形成により、地域コミュニティの活性化を図ることが求められています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
豊かな自然と歴史や文化が調和した住みよいまち
- (2) 基本理念
心の絆を大切にするまちづくり

3 地域づくりの基本目標

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山、湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切にした、安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
- (3) 日常のふれあいや共同活動を通して生み出される連帯感や信頼関係を基礎に、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で支えあい、住みよくしていく心の絆を大切にするまちづくり

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山、湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
 - ・地域と市が連携した田原ふるさと公園周辺のより一層の活性化の取組み
 - ・観光資源のネットワーク化や新たな魅力の掘り起こしと情報発信
 - ・家庭、学校、地域の連携による地域文化の伝承
 - ・歴史、文化、自然などに親しむハイキングやウォーキングルート等の調査・発信

- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切に、安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
 - ・里地里山の保全・再生
 - ・交通安全対策の充実
 - ・買い物困難者への支援等
 - ・民間との連携による生活支援
- (3) みんなの力で支え合い、住みよくしていく心の絆を大切にするまちづくり
 - ・組、自治会、子ども会などのコミュニティの充実による防犯・災害対策の推進
 - ・地域コミュニティのあり方の再検討
 - ・子育て世代の交流環境づくり

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
田原ふるさと公園等を生かした地域活動
- (2) プロジェクトの内容
 - ・地域と行政が連携した田原ふるさと公園、伝承館、源実朝公首塚周辺のより一層の活性化の検討
 - ・田原ふるさと公園、緑水庵、ヤビツ峠のヤビツレストハウス（仮称）等を活用した地域活動（フリーマーケット、骨董市、自然観察ツアー、史跡巡りツアー等）の開催
 - ・里地里山ボランティア団体を中心に、地域や東海大学生が連携した地域イベントへの参画
 - ・市と地域が連携した各拠点の維持管理

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(4) 北地区**1 現状と課題**

- (1) 北地区は、里地里山や水無川・葛葉川など丹沢の自然が広がり、県立秦野戸川公園や表丹沢野外活動センター等の自然を生かした施設も点在しています。これらの資源を生かした地域活性化が求められている一方で、近年はヤマビル被害が拡大しており、その対策が喫緊の課題となっています。
- (2) 新東名高速道路の開通後には、地区を取り巻く環境の変化が想定されるため、防犯面など安全・安心な生活環境の維持も求められています。
また、災害に備え、自治会単位での防災力の強化と地区内の事業者等との連携によるさらなる防災力の強化が求められています。
- (3) 新東名高速道路の開通を控え、地域資源を活用した地域活性化を進めることが求められています。また、秦野SAスマートIC（仮称）周辺の土地利用等について、具体的な検討を進めていくことが重要です。
- (4) 今後、少子高齢化が進行する中で、地区内の様々な施設や機会を活用し、子どもの居場所づくりや地域の人々の交流が求められています。また、自治会活動等を次世代へつないでいくため、取組みの引継ぎ等の仕組みづくりも求められています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
豊かで美しい自然と共生し、地域の活力があるまち
- (2) 基本理念
良好な河川環境、みどり豊かな里地里山を保全しながら、地域住民のふれあいがあり、安全で快適に住み続けることができるまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 誰もが安全で安心して暮らし続けられるまち
- (2) 新東名高速道路を中心に利便性の高い活力あるまち
- (3) みどり豊かな自然景観の適切な保全と活用による魅力あるまち
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、次世代へとつながれるまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 誰もが安全で安心して暮らし続けられるまち
 - ・交通安全対策の拡充
 - ・防犯対策の拡充
 - ・地域による防災力の強化
 - ・子育て世代等の居場所づくり
- (2) 新東名高速道路を中心に利便性の高い活力あるまち
 - ・地域の特性を生かしたにぎわいづくり
- (3) みどり豊かな自然景観の適切な保全と活用による魅力あるまち
 - ・里地里山の保全・再生
 - ・里地里山の魅力発信
 - ・景観まちづくり及び河川の浄化活動
 - ・通学路の美化清掃
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、次世代へとつながれるまち
 - ・地域コミュニティの活性化
 - ・地域活動の情報発信と共有
 - ・自治会活動等の円滑な引継ぎ

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
住む人も訪れる人も安心できるまちづくり
- (2) プロジェクトの内容
 - ・自主防災組織の活動強化（地区防災計画の検討や防災訓練の実施）
 - ・企業や福祉施設等と自治会との防災協定の締結促進や定期的な情報共有
 - ・防犯灯の適正設置による明るいまちづくり
 - ・ヤマビル対策の強化

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(5) 大根地区**1 現状と課題**

- (1) 大根地区は、弘法山、金目川、大根川などの豊かな自然に囲まれており、道祖神、地藏、東光寺などの歴史的資源が地域の中に点在しています。こうしたまちの魅力を生かし、愛着の持てるまちをつくっていくことが必要です。
- (2) 大根地区では快適な生活環境づくりに向けて、大根川の清掃など様々な活動を進めてきました。今後もより多くの人が日常生活の中で無理なく参画できる環境美化の取組みが求められています。
- (3) 近年、風水害の規模が増大していることから、風水害時の避難体制の充実が求められています。また、災害時の情報伝達手段の改善、防犯対策の充実も必要です。
- (4) 東海大学前駅のにぎわいづくりや若者の居場所づくり、商店街の活性化が求められているとともに、地区内に東海大学や秦野高校が立地しているというメリットを生かした取組みも必要です。
- (5) 市全体と比べ高齢化が進んでいるため、地域でのふれあいや助け合いなど、高齢者の生活支援を進めていくことも必要です。また、これからは、外国籍市民との共生も必要です。
- (6) 大根地区では「ひろはた自習・相談室」で子どもの学習支援を進めてきましたが、地域の子どもたちの居場所づくりをさらに進めていくことが求められています。また、これからは、若い世代に夢を持ってもらえるようなまちづくりが求められています。子ども会の担い手が減少しており、活動の停滞が懸念されています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
安全・安心・清々しいやさしいまち
- (2) 基本理念(みんなの思い)
安心に、いつまでもいきいきと暮らせる住み良いまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 自然を大切にするまち
- (2) 子ども、高齢者、社会的弱者の誰もが快適で、安全な生活環境づくりへ努力するまち
- (3) いやしの場づくりへ努力するまち
- (4) 人間関係を豊かにするまち
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気な子どもを育てるまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 自然を大切にするまち
 - ・ホテルが棲む環境づくり
 - ・田園風景の保全
- (2) 子ども、高齢者、社会的弱者の誰もが快適で、安全な生活環境づくりへ努力するまち
 - ・身近な空間（庭、ベランダ、生垣等）を花や緑で彩る
 - ・資源の分別とごみの減量活動の推進
 - ・東海大学前駅周辺の環境づくり
 - ・無理なく参画できる環境美化の取組み
 - ・高齢者にやさしい、ペットと暮らせるまち
 - ・コミュニティタクシーの充実
 - ・通学路の見守り
 - ・災害を最小限度にとどめる防災体制づくり
 - ・犯罪が起きにくい環境づくり
 - ・地域での災害への備え（風水害に対する意識向上）

- (3) いやしの場づくりへ努力するまち
 - ・明日に希望が持てる場づくり
 - ・高齢者の居場所づくり
- (4) 人間関係を豊かにするまち
 - ・地域住民のふれあい、助け合い活動の推進
 - ・東海大学・秦野高校と地域との交流、力を借りた取組み
 - ・東海大学前駅周辺のにぎわい、若者の居場所づくり
 - ・敬老会などの取組みの充実
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気な子どもを育てるまち
 - ・モラル、マナー意識の高揚
 - ・子どもたちが参加する活動や野外で遊べる環境づくり
 - ・子どもたちの地域の居場所づくり
 - ・子ども会の統合、広域化

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
子どもたちの地域の居場所づくり
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ひろはた自習・相談室の運営支援
 - ・子ども食堂の運営
 - ・学校と連携した子どもの居場所づくりを考えるボランティア協議会設立の検討

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(6) 鶴巻地区

1 現状と課題

- (1) 鶴巻温泉駅駅舎の橋上化、駅前広場の整備などが完了し、今後は、温泉地としての魅力を生かした駅周辺のにぎわいづくりが必要となっています。
- (2) 地形的特性から台風、大雨等による浸水被害・土砂災害の危険が高い状況にあり、引き続き安全・安心に暮らせる防災対策、避難場所や救助活動・体制の充実が求められています。
- (3) 歩道のない道路や道路に段差があるため、道路の安全対策やバリアフリー化が必要です。また、小田急線により分断されている駅南北の交通をスムーズにしていくことが求められています。
- (4) 山々や河川、田園地帯があり、遺跡、寺社、大ケヤキ、延命地藏尊といった歴史資源が豊富です。このような地域資源について、内外に向けた周知・広報活動を進める必要があります。
- (5) ほっとワークつるまきなどの活動拠点を生かした地域交流を一層進めていくとともに、外国籍市民との共生などにも取り組んでいく必要があります。
- (6) 少子高齢化が進行していることから、子育てや高齢者への支援が一層必要になってきています。さらに、空家対策やごみ対策を充実し、きれいな生活環境を維持していくことも課題となっています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
水と緑と眺めを楽しめる、人にやさしいにぎわいのあるまち
- (2) 基本理念
誰もが誇りと愛着の持てる「住みたい・住んでよかった鶴巻まちづくり」

3 地域づくりの基本目標

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
- (3) 歴史、文化、環境を大切にし景観を楽しめるまち
- (4) 人との交流を深め、互いに助け合うまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
 - ・鶴巻温泉駅南・北まちづくりの推進
 - ・まちの案内板・掲示板の設置
 - ・弘法山のハイキングコースのPR、休憩場所の創出
 - ・大山～鶴巻温泉間のバス運行の活用
 - ・空家を活用した定住促進
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
 - ・防災対策の拡充
 - ・避難場所の充実
 - ・道路の安全対策、バリアフリー化
- (3) 歴史、文化、環境を大切にし景観を楽しめるまち
 - ・鶴巻の歴史・文化や環境のよさを知る
 - ・大根川、善波川の護岸利用
 - ・鶴巻田園環境の保全
 - ・鶴巻の自然環境の魅力発信
 - ・モニュメントのPR

- (4) 人との交流を深め、互いに助け合うまち
- ・地域行事への積極的な参加
 - ・地域社会の活動拠点の活用
 - ・ひとづくりの取組みの強化
 - ・自治会イベント等の広域化
 - ・助け合い活動の活性化
 - ・外国籍市民との共生

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
地域社会の活動拠点を活用した取組み
- (2) プロジェクトの内容
- ・地域活動拠点間の連携
 - ・地域活動拠点を生かしたイベントの開催
 - ・地域活動拠点を生かしたオープンな休憩場所（住民向け、来訪者向け）の提供など

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(7) 西地区

1 現状と課題

- (1) 西地区は、丹沢と渋沢丘陵、水無川・四十八瀬川等の河川がある自然豊かな地域であり、古墳などの歴史的資源も多いことから、新東名高速道路の開通の機会をとらえ、地域資源を活用した地域活性化を進めることが求められています。
また、渋沢駅周辺の商店街の活性化に向けた取組みを行っていく必要があります。
- (2) 歩道のない道路や行き止まり路が多く、道路の安全対策や生活道路の整備が必要です。
- (3) 近年、異常気象により風水害の危険性が高まっていることから、震災時だけでなく、台風や大雨などの際の高齢者等の避難が課題となっています。
また、渋沢丘陵周辺は急傾斜地となっており、土砂災害への対策が必要です。
- (4) 引きこもりや閉じこもり等、様々な生活環境や家庭環境により、子どもから高齢者まできめ細かい支援が求められています。
また、西中学校体育館と西公民館の複合施設を活用することやコミュニティ・スクールの取組みを、さらに充実させていくことが求められています。
- (5) 鳥獣による農作物被害への対応、里地里山の保全・再生、遊休農地等の活用に、今後も引き続き、取り組む必要があります。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
 - ア 豊かな自然環境を維持し、四季を感じることができる美しい町並みのあるまち
 - イ 個性豊かで元気にぎわいのあるまち
- (2) 基本理念
 - ア 誰もが安心して暮らせるよう、互いに協力します
 - イ 住民同士のふれあいを通じて地域の活性化を進めます

3 地域づくりの基本目標

- (1) まちの魅力、にぎわいの創出
- (2) 道路・交通環境の整備
- (3) 防災・防犯・安全の強化
- (4) 教育・文化・福祉の拡充、交流の促進
- (5) 農林業の振興

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) まちの魅力、にぎわいの創出
 - ・河川の自然環境を生かした取組みの促進、持続可能な体制づくり
 - ・渋沢丘陵から震生湖までのハイキングコースや頭高山周辺の整備、矢倉沢往還道の再生
 - ・新東名高速道路の開通(スマートIC)を生かした地域活性化
 - ・渋沢駅周辺のまちおこし、まちの魅力の発信
- (2) 道路・交通環境の整備
 - ・今後行政の取組みを検討し掲載します。
- (3) 防災・防犯・安全の強化
 - ・あいさつ、声かけで地域の絆を深め、一層の防犯対策を強化
 - ・各種イベントなどへの参加促進による地域の結束力の強化
 - ・風水害時の事前準備
 - ・防犯カメラや防犯灯等の充実
 - ・自治会加入率の向上

- (4) 教育・文化・福祉の拡充、交流の促進
 - ・西中学校体育館と西公民館の複合施設の活用
 - ・コミュニティ・スクールの取組みの推進
 - ・高齢者等がふれあい交流する環境の推進、自治会館、老人いこいの家、空き店舗などを活用したコミュニティの場の拡充
 - ・地域高齢者支援センターとの連携
 - ・地域サロン活動の拡充
- (5) 農林業の振興
 - ・地元との連携による農作物の鳥獣被害の防除に関する取組みの推進
 - ・地域住民やボランティア団体と連携した、里地里山の保全・再生に関する取組みの推進
 - ・遊休農地等における体験観光（花畑づくりや落花生、さつまいも堀りなど）の推進

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
にぎわいと自然を結ぶ骨格軸の形成
- (2) プロジェクトの内容
 - ・渋沢駅周辺の活性化
 - ・西中学校体育館と西公民館の複合施設の活用
 - ・道路・交通環境の整備（今後行政の取組みを検討します）

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(8) 上地区

1 現状と課題

- (1) 上地区は市内でも人口減少と高齢化が特に顕著な地区となっており、高齢ドライバーの免許返納が推奨される中、高齢者の交通手段の確保が課題となっています。
合わせて、いつまでも元気でいられるよう、高齢者の体力の維持も求められています。
- (2) 豊かな自然環境と農業は地区の大きな特徴です。この自然環境を生かし、地域の活性化を図ることが求められています。特に四十八瀬川は美しい景観を持つ貴重な環境資源ですが、河川敷内の雑木の伐採などの整備が必要です。
一方、農地では、鳥獣被害、ヤマビル被害、耕作放棄地の増加などが問題となっています。
- (3) 地区のにぎわいづくりのため、住民同士や上地区を訪れる人と住民が交流できる拠点の整備が必要です。また、間もなく開通する新東名高速道路を生かす環境整備が求められています。
- (4) 他地区に比べると自治会加入率は高いものの、役員等の高齢化が進んでいることと、自治会未加入者との交流が進まないことが課題となっています。
- (5) 台風被害の記憶も新しい中、地震災害だけでなく、多様な災害を想定した対策が求められています。また、高齢者が多い中、適切な避難誘導と避難所の運営が求められています。
- (6) 地区内及び周辺交通渋滞、生活道路の整備、渋沢駅へのアクセス改善をはじめ生活利便性の向上などの課題があります。

2 目指す地域（まち）の姿

豊かな自然と交通環境との調和、人・まち・資源を生かした魅力と活力あるまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
- (2) 豊かな自然や地域資源を利活用した新しい地域おこしを目指すまち
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、住む喜びを感じるまち
- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
 - ・地域で行う高齢者の生きがいがづくり
 - ・高齢者の車対策
 - ・地域での見守り
- (2) 豊かな自然や地域資源を利活用した新しい地域おこしを目指すまち
 - ・里地里山の保全
 - ・自然環境を利活用した地域おこし
 - ・農業振興、耕作放棄地の活用
 - ・地域拠点の整備
 - ・空家対策
 - ・「農園ハイク」と「いなか暮らしツアー」の連携
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、住む喜びを感じるまち
 - ・子育て支援の仕組みづくり
 - ・地域内及び他地域との協力体制の拡充
 - ・まちづくりの担い手の育成
 - ・各種事業の連携
 - ・防犯・交通対策の強化
 - ・防災対策
 - ・高齢者の避難

- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち
- ・交通安全対策
 - ・公共交通の維持
 - ・住民意識の向上、地域コミュニティの活性化
 - ・生活利便性の向上

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
上地区イノベーション
- (2) プロジェクトの内容
- ・まちづくり委員会として農園ハイクを支援
 - ・まちづくりの担い手育成塾の実施

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。